

第七十一回国
参議院内閣委員会會議録第十四号

昭和四十八年六月二十一日(木曜日)
午前十時三十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 高田 浩運君
理事 内藤三郎君
山本茂一郎君
片岡 勝治君

委員 源田 実君
世耕 政隆君
長屋 茂君
星野 重次君
町村 金五君
柳田桃太郎君
上田 哲君
鈴木 力君
鶴岡 哲夫君
前川 旦君
宮崎 正義君
中村 利次君
岩間 正男君

国務大臣
国務大臣 坪川 信三君
国務大臣 小坂善太郎君

政府委員
内閣総理大臣 宮崎 隆夫君
房総務審議官 茨木 広君
人事院事務総局 渡辺 哲利君
人事院事務総局 任用局長

説明員

事務局側

常任委員会専門員

経済企画庁長官 内野 達郎君
官房秘書長 藤岡眞佐夫君
大蔵大臣官房審議官 徳田 博美君
大蔵省銀行局長 牧野 隆守君
通商産業大臣官房審議官 勝谷 保君
通商産業省重工業局鉄鋼業務課長 田中誠一郎君
通商産業省公益事業局業務課長 服部 経治君
運輸省鉄道監督局長 宇都宮 寛君
運輸省鉄道監督局民営鉄道部監理課長

自治省行政局選 山本 武君
学部管理課長

本日の会議に付した案件

○国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。坪川総理府総務長官。

○国務大臣(坪川信三君) ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年三月一日、人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき、国会及び内閣に対して、最近における通勤による災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等にかんがみ、職員が通勤による災害を受けた場合には、公務上の災害を受けた場合に準じた補償を行なう等の必要がある旨の意見の申し出がありました。政府といたしましては、その内容を検討した結果、この意見の申し出のとおり国家公務員災害補償法の一部を改正する必要があると認め、この法律案を提出した次第であります。

次に、その内容について概要を御説明申し上げます。まず第一は、従来の公務上の災害に加えて、通勤による災害についても補償等を行なうことがで

きるように、この法律の目的を改正することとしております。

第二は、補償等の対象とする通勤の範囲についてであります。すなわち、この法律案において通勤とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいうものとしておりますが、職員がその往復の経路を逸脱したり、往復を中断した場合に、その逸脱または中断の間及びその後の往復は、この法律案にいう通勤とはしないこととしております。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入など日常生活上必要な行為を要する事由により行なうための最小限度のものである場合には、その逸脱または中断の間を除き、その後の往復は、通勤として認めることとしております。

第三は、通勤による災害にかかわる補償等の種類、支給事由及び内容についてであります。これらについては、公務上の災害にかかわるものに準ずることとしております。

第四は、費用の負担についてであります。通勤による災害にかかわる療養補償を受ける職員は、初回の療養に際し、二百円の範囲内で人事院規則で定める金額を国に納付することとしております。

第五は、他の法令による給付との調整についてであります。通勤による災害に対し、療養補償、休業補償または葬祭補償が行なわれる場合には、国家公務員共済組合法、健康保険法等によるこれらに相当する給付が行なわれないこととし、年金たる補償が行なわれる場合において、国家公務員共済組合法による給付が行なわれるときは、当該給付との調整を行なう等他の公的給付との間における必要な調整を行なうこととしております。第六は、葬祭補償について、その額を通常葬祭

に要する費用を考慮して、人事院規則で定めることとするほか、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上のほか、特別職の職員等についても同様に通勤による災害にかかわる補償等を行なうため、附則において、特別職の職員の給与に関する法律等を改正することとしております。

なお、施行期日等については、通勤による災害に関する規定は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行の日から施行し、同日以後に発生した事故に起因するものについて適用することとし、その他の規定は、この法律の公布の日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(高田浩運君) 以上で説明は終わりました。本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(高田浩運君) 次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

○岩間正男君 それでは一昨日に引き続き質問したいと思ひます。

この前の質問の冒頭で、私は、田中内閣の支持率が急速に最低低下した、その原因は何だと思ひか、その原因についてたまたま答弁がありました。これについてあまりはつきりした答弁はありませんでしたが、その原因はいろいろあるだろうけれども、最大の問題はやはり国民の生活問題、とりわけ物価の上昇問題、インフレの高進、特に大企業は米、大豆、繊維、木材などをはじめとする生活必需品の買い占め売り惜しみをやった、こういうところにあるんじゃないか。それに政府が非常にかからんでおる。そういう事態が国民の支持を急

速に低下させている。したがって、この問題を、当然これは民主政治の立場に立つならば、国民の要望に従って物価問題に全力をあげて、この国民の物価を安定してほしい、値上がりを防いでほしい、こういう問題にこたえなければならぬ。こういうことを申し上げたわけですが、もう事態は非常にますます急迫しております。そういう中で、どのようにこういう情勢の中で対応されようとしておるのか。いろいろな事務的な報告は受けましたが、もう少し政治的な、そうして経企庁長官として責任のある答弁をあらためてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 物価の問題が重要であることは論をまちませんわけですが、政府としては、物価の安定ということとを政策の第一の重要な課題と考えるということに決定をいたしました。去る四月の十三日に物価対策閣僚協議会を開きまして、「当面の物価安定対策について」というものを決定いたしました。これは財政金融政策の弾力的な運用、輸入の積極的拡大、変動為替相場移行に伴う物価安定効果の確保、価格高騰物資に対する対策の推進、消費者に対する情報提供、物価対策のフォローアップ、物価行政の責任体制の確立という七項目を決定いたしました次第でございますが、これに従ひまして大いに努力をいたしておるわけでございます。

なお、物価に関する専門の局を設けたいということ、ただいま御審議をいただいております。物価局を新設したいというふうに考えておられますが、これについては従来経済企画庁というのにはわりあい早くできた役所でございますので、この物価に対する調整権限もこれといふものはございせんので、ぜひこれに對しての総合調整権を得たい。具体的に言いますと意見具申権、総理大臣を経ての意見具申権というものを得て、物価問題を他省に對してトレースしていく権限を得たい、こう思っております。買占め売り惜しみに對して、これを規制する法律をつくりましていま参議院にお

いて御審議をいただいております。なお、土地問題に對しましては、これを国土総合開発法というのに入れまして、これは目下衆議院の段階で御審議をいただいております。また、いろいろな努力をいたしておりますが、まいにちいづれにいたしても、国会の御審議の過程でいろいろ御注意をいただいておりますので、われわれはその御意見というものを十分頭に入れたまいて、強力に物価問題に体当たりをしてまいりたいと、こう思っております次第でございます。

○岩間正男君 まあ、体当たりというお話でありましたが、それから政策の第一に物価安定を掲げておると。しかし、やっていることはそうなっていないんです。実際、ここ数カ月の動きを見ますと、やったことは小選挙区制でしょう。国民が一番やってこれたのは、これは物価の安定、それから公害の問題、切実な問題ですよ。これはたな上げにして、そうして実際は小選挙区制にうつつて抜かしたというのが現実じゃないですか。国民の総反響を食つてよたよたしたわけですから、これはもう周知の事実ですよ。

それから七項目をあげられた。政策の第一に掲げているという七項目をあげられた。しかし、これは四月にやられて、この効果、あがっていると思ひますか。もうすでに六月、あれから二カ月。とてもそんなまどろっこしいことを国民は許してはいないと思ひます。朝目をさますという物価はもう上がつておる。ことに主婦の立場に立つと、夕方マーケットに行ったら毎日おこつていく、夕方マーケットに行ったら毎日おこつていく、連日です。そして前途の不安。自分の生活の土台がぐずれていく。そういう不安で、その怒りが結集して、日に日に田中自民党内閣の支持率というのは下がつておる、一五%まで落ちた。佐藤内閣がやめる前よりも落ちたんです。こういう反省というものは、これはあるのかないのか。そこで、ほんとうに、先ほどのとにかく体当たりということでありますが、その体当たりの効果はこれはあがっておるとお考えに

なりませんか、いかがでございますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 四月の十三日に七項目を決定いたしましたから、これがフォローアップを毎月やっております。五月の二十五日に、当面の物価対策の実施状況についてという、その実施の状況を報告いたしました。閣僚協議会の了承を得たわけでございますが、これは御説明申し上げますと、いへん長くなりますので、これはもし御必要があれば……。

○岩間正男君 いや、もういいです、資料もいただきました。

○国務大臣(小坂善太郎君) それじゃ、そういうことにさせていただきますが……。

○岩間正男君 ただ、概して、大きく言つて、あがっているかどうか。実効があがらな過ぎやしない。もう二カ月たつています。

○国務大臣(小坂善太郎君) 結果は逐次あがっておると考えますが、なにせ、前年同月との対比というところになってまいりますと、昨年の四月、五月、六月ごろは、卸売り物価の場合は下がつておるような状況でございます。それに対比いたしますと、これ、まことに大きな、二けたの上昇率が出ております。これはいま岩間委員の御指摘を待つまでもなく、だれよりもおそろく日本じゅうで私が一番身を切られるようなつらい思いをしておるのだと私自身思っております。まことに朝新聞を見るのがこわいような感じがございまして、これはもう御想像以上のものがございまして、しかし、私は、やはりこの際はどうしてもねばり強く、非常にオーソドックスな考え方でございしますが、財政金融、その他多様な政策手段をブローパーにミックスいたしまして、この物価問題に立ち向かつてまいりたいということを考えておる次第でございます。

ただ、一言申し上げておきたいと存じますのは、いま日本の経済というものをいゆる産業優先の成長経済から福祉型に切りかえているわけであり、福祉型経済に切りかえるということ、これは、国民の消費をふやすということなんです。消

費をふやすということは、他に供給が一定であれば、これは物価が上がるということでございます。このいま過渡期にあるというふうに考えるわけでございます。ぜひ、非常に苦しいけれども、むずかしいこの状況を懸命に処理いたしまして、われわれの目的とする活力ある福祉社会をつくるということに邁進したいと考えておる次第でございます。

○岩間正男君 これは効果が徐々にあがっているというふうな概観した御答弁がありましたが、そうなるにやうな言われたわけですが、私もけさの新聞を見ました。たとえば卸売り物価はどうですか。これは先月は二％の上昇だと思えますね。前年比で。ところが、日銀が二十日に発表した六月上旬の卸売り物価指数を見ますと、これは一・三・二％、前年比。こういうふうになっておるのですから、前月から比べますとまた一％の大幅上昇でしょう。けさの朝日新聞がこれを伝えておるわけですから、これをあらに思っているというふうにお考えになりましたか。実効があがっている、徐々にあがっている、その結果がこういふふうには、これは物価も、卸売り物価も上がっている。これじゃやっぱ、何よりもこれが証拠じゃないかというふうに思うのですが、どうでしょう。

○国務大臣(小坂善太郎君) たいへん残念なことでございまして、昨年の五月は〇・六％前年同月比では卸売り物価は下がっております。それに比べて今月の五月は一・二・三％、さらにこの上昇傾向は六月に至っても、いま御指摘のような状況でございます。非常に心苦しい次第でございますが、これを見てみますと、やはり一番大きいのが非鉄金属ですね、これが三・二％上がっておりますが、これはやはり銅でございますね。産銅の状況が非常に需給の関係で強いと。一方、産銅国の状況等もございまして、海外における銅地金が非常に高くなっております。また伸銅品もしたがって高いというふうな事情で、それ

が一番大きいわけでございます。それから次にやはり繊維製品でございますが、羊毛、毛糸が生産地の豪州で非常に上がっております。また衣類原料も工賃が上がってきておるといふような関係で上がっております。わずかに木材と木製品、これが〇・七％下がっております。これだけはやや愁眉を開くような状況でございますが、いま申し上げました非鉄金属、それから繊維製品、これはみんな一％以上上がっております。こういう状況でございます。はなはだどうも心苦しい次第であるわけでございます。

○岩間正男君 七項目の中に輸入の積極的拡大というところですが、まあ海外市場の状況もありませんけれども、そういうことも影響している。それだけじゃしないわけですね。全体のウエートからいえば、それは食料品とかそれから農林産、木材とか羊毛、そういうものが大きいわけですから、これは全体の指数をとってみなければわかりませんけれども、とにかく総体的にさらに一％は値上がりをしていいます。七項目というやつは、これはほとんど、じくじく効果をあげているなどと言っておりますけれども、なかなかそうならない。少なくとも二カ月たっている。その二カ月の間に実効が見えていない。そうすると、全くくつを隔ててかゆさをかくような対策になっているのじゃないか。確かに一番中心の課題というものが、この七項目の中にこれははずれていっているのではないかと、そういうふうな考えられるわけですね。ですから、物価値上がりというたいへんな国民生活の根柢からゆがせているような、もう大きなこのいわば病氣なんですね。この病氣をなおすには病氣の大もとをはっきりつかまなければいけません。病源を明確につかむかどうかということが最大の課題なんです。そうすると、大体、最も重大な物価値上りのこの根本要因というものをどういうふうに見ておられるのか。このところろが非常に重大だと思えますので、まあこの点を聞きたいと思えます。

○国務大臣(小坂善太郎君) やはり物価というものは需給の関係で決定されるものでございまして、物価というものは突然に出てくるわけではございませんで、やはり経済活動全体のしりがそこへくるわけだと思えます。そういう点で申しますと、昨年あたり非常に過剰流動性があった、そして景気も非常に強い、こういう好況から全体の需要が大きい、賃金、俸給も高くなっております、消費も全体に大きいと、それからまた企業の設備投資等もまだまだ盛んであると。そういう点で、要するに需要が非常に強いということが一番の問題であるところ存じますので、私どもは財政金融の面からこれを締めにかかっているわけでございます。ただ、金融で公定歩合を上げた預金の準備率を上げたという点でも、これがきいてくるにはなかなか即効的なきき方がないんでございまして、あるいは半年くらいはどうしてもかかってくるというところでございます。ただ、きくという点では、むしろ心理的にきくといえますが、心理効果があるわけでございますね。いよいよ政府は引き締めにかかったというこの心理的な効果はあ

るわけでございますが、残念ながら、その際に海外のインフレというものが世界的な規模をもって同時にきておる。ことに食料品がますます不足するであろうというふうな、そういう非常に私どもとしてお互いに困った状況があるわけでございます。そういう状況のもとに、七項目は効果をあげてないじゃないかとおっしゃいますけれども、われわれが期待している安い一円が高くなっているのに、フロートによって円為替が高くなっているのだから、他の条件にしてひとしければ輸入品は価格が下がるわけなんです。それがむしろ上がっている、この状況のもとに非常に困難な問題がある、こういうふうな思っているわけでございます。

が非常に低いと、そういう問題をこら出しているまでできておりますね。そういう上にとつてこれは七項目というものは策定されていることだと思ふ。しかし、どうですか、それだけですか。物価上昇のいわば病氣の一番大もと、病源だね、こういうものをどういうふうにかんでおられるかという、このところをもう少しはつきりさせないと、この物価問題に対する適当な対策というものは出ない。対症療法みたいなことで、実際は病態は進んで、もうガンというふうな症状を呈しているのに、実際はそれに対してもう湿布をやっておるとか、薬をつけているくらい、そういうことへの対策じゃないか、そういうふうな思ふんですがね。その点いかがですか、何か抜けているものがありますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 繰り返して申し上げますようにございまして、根本は世界的なインフレ。昨年あたりまでは各国が成長ということを非常に力を入れておったわけですが、ことはもう全部インフレに陥みだしているという状況がございまして、なかなか、わが国においては、昭和四十六年の八月にニクソン大統領があの声明をした、そこでドルが交換性を停止したということとドル相場が非常に下落した、日本はこのドルを買いさされた、そのために非常に外為の散布超過がきたわけでございます。しかし、一方において不況感が強いということで公定歩合を下げ、しかも補正予算を組んだということから、非常に全体の需要が強くなったわけでございます。その結果がここに景気変動の波としてきていっているんだと、こういうふうには私は理解をいたしておるわけでございます。でございますから、その対処方法としては、いま申し上げましたような財政金融その他の多様な政策、輸入政策等を含めまして、多様な政策を適当にミックスして当たると、そのことがわれわれのなし得る王道である、ローヤルロードであるというふうな存じております次第でございます。

○岩間正男君 そう言いながら、物価が上がっているんですからね。これはやぶ医者の対症療法ということになるわけでしょう。何か見失っているものはないか。そういう中で、やはり私は非常に重大なのは、この大企業の独占物価を政府が実際は十分に規制できない、いわば野放しみたいな状況にこれはおいておる。こういう問題は一つも七つの対策に入っていないわけですね、全然。つまり一番重要なところ。さらにまた公共料金の問題ですが、これに対する政府の対決姿勢というのは、全く物価安定、それを第一の政策にしているなどという立場にはないわけですね。むしろ政府主導のそういう形で公共料金はどんどん上げられていく。第三には、これはインフレ政策。このようないわばわれわれとしては三点ですね。この点をもっと明確にして、いまのこの経済体制の中ではつきりこれに対する対策というものを、これは有効に打ち込まなきゃならぬものじゃないか。そういう限り、実際のこのインフレ傾向をとめて、さらに物価を安定させると、そういうことは困難なんじゃないか。むしろその背景には政府の超高度成長政策、こういうものを放棄しない、それを優先させていって、口では福祉優先などと言っておられますけれども、それが実際は具体的な政策の中では行なわれていない。そういう全般的構造的な問題があるわけですね。その点はどうお考えになりますか、この点についてお聞きしたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 政府としては、寡占産業における価格に対して、独占法の厳正な運用によって、その動向をきびしく監視いたしまして、独占価格等の不当な価格形成が行なわれることがないように、競争条件の整備を考へておるわけでございます。また、いま御議論をいたしておられます、御審議をいたしておられます新設予定の物価局におきましても、寡占産業における価格形成の実態把握と、これに対する対策の検討をさらに進めたいと、こう思っておるわけでございます。

なお、公共料金の問題でございますが、これは何回もこの委員会でも申し上げておることでございますけれども、われわれは国鉄の問題について、これをゆるがせにできない、国民の足としての国鉄を確保する観点から、何としても再建を考へなければならぬというところで料金改定を国会でお願ひしておる次第でございます。これはどうしてもやっていただかなければならぬと思っております。その際に、それとまぎらわしいような政策を掲げることは差し控えるべきである、こう思っておるわけでございます。ただ、今日までの物価高は、特に申し添えておきたいのは、そうした公共料金の引き上げがない現状で行なわれておるのでございます。公共料金を上げたからこうなったじゃないかという御指摘は、これはこの段階の理由としては当たらないというふうに私は思っております。

○岩間正男君 これは三点をお認めになるのかどうかというんです、私のあれではね。どうなんでしょう。基本的なこれは対策として、この七項目を検討するときに、いまあげた独占物価の問題、公共料金の問題、インフレ政策、こういうものを検討する基本的な態度として必要なんですよ。ところが、これについて明確な答弁はないわけですね。いろいろ言っておられるけれども、ずばりと、どうなんだと、この問題についてのはっきりとした御見解を承りたいと、こう言っているんですが、それについてのまっ正面のそれに向き合った答弁がないんです。どうなんですか。

○政府委員(小島英敏君) 今回取りまとめました七項目は、いわばその当面対策でございます。短期対策でございます。そのほかに、先生、先ほどおっしゃいました長期的な問題として、低生産性部門の生産性向上とか流通対策とかいうものがあるわけでございます。私どもの見解では、先生のおっしゃいますような寡占の問題というのは、やっぱり長期的な物価対策として今後次第にやはり重要性を増してくるんじゃないかというふうに考えております。そういう意味で、この問題は

は当面の物価対策からははなれておるわけでございます。それから公共料金につきましては、ただいま大臣から御答弁ございましたように、国鉄との関係もございまして、明文の上には出ておりませんけれども、これは従来からの方針どおり、公共料金については真にやむを得ないものを除いて厳にこれを抑制するという方針でございます。いささかも変更はございません。

それから第三の政府のインフレ政策でございますけれども、私もいままで政府がインフレ政策をやつてきたというふうには理解しておらないわけでございます。ただ、大臣の御答弁にもございましたように、一昨年のニクソンショック以来、レートの調整による不況を防止しなければいけないという一つの政策目的が非常に強く意識され、それから同時に、昨年あたりになりましてからは、再度のレート調整を何としても防がなければいけないという目的がまた加わりまして、そのために財政金融両面から景気の振興策がはかられるということが結果的に一つのインフレにつながつてきているという点は、政府としても反省いたしているわけでございます。その意味で今回の七項目の中でも、大臣も言われましたように、総需管理、財政金融両面からの総需管理というものが最大のポイントになっているということでございます。

○岩間正男君 やつぱり基本的な政策面について聞いているんですね。ところが、いまのいろいろな御答弁がまじり御答弁があったわけですが、当面の政策だから、たとえば七項目の中に私が指摘しました三点というふうなものはこれは入っていないんだ、こういうことですが、これはもうやぶ医者の、もう全く、基本的な病気の病源をはつきりつかまないで、どんな対策ができますか。だから、この対策そのものの中に、やはり基本的な点のようにこれはその体質を変えていくかという、そういうものが含まれなければ、これは実効をあげ得ないのがあたりまえなんです。そこをどう

が非常に私は大きい問題だと思います。ですが、まあほかのこの三点についてもやらないんじゃないんだというふうなことを言っています。これはまあ実際どうなのかというところは、具体的に事実をあげてみればわかると思ひます。第一の問題ですけれども、大企業の独占価格、この問題ですね。これは鉄鋼、セメント、それから鋼材、建築材、それから自動車、さらにカラーテレビとかその他たくさんありますけれども、こういうものをあげてみれば、どういうふうになっておるか。私はまあ鉄鋼の例でこれはお伺ひしたい。鉄鋼の場合どうなつておるか。ある産業に上がつても価格を下げようとしなくなるのはいか、こういうことがはつきりこれは具体的にあらわれているんじゃないか。たとえば鉄鋼です。鉄鋼では、昭和三十五年を一〇〇として、四十七年の労働生産性は四一九にこれは上がつておるわけでしょう。で、賃金は三六一、この間、原料炭や鉄鉱石、くず鉄の原材料価格には大きな変動はないにもかかわらず、鉄鋼の価格は値下げできる余裕があるのに下がっていない。これはどういふわけなんですか、これをお聞きしたい。

○説明員(勝谷保君) いま先生御指摘の数字でございますが、私も四十年から四十七年の数字を手元に持っておりますが、四十年から四十七年は生産性上昇が二・五、それから三十五年から四十七年が四・一倍になつておることは御指摘のとおりでございますが、その間に大体賃金も四十年から四十七年が二・四倍、それから三十五年から四十七年が三・五倍、ほぼ生産性の上昇とひとしい伸びを示しております。それに加えて、ここ数年は公害防止投資が四十年から四十七年は約十八倍になつておまして、その他もろもろの物価上昇要因を加えますならば、生産性の上昇で価格の上昇を吸収しているというところでございまして、ちなみに鉄鋼業の八〇％近くを占めておりますもつち価格につきましては、ほぼ十年間大体二％前後の上昇になつておるというところでござい

ます。

まして、末端の特約店価格のみが変動をしておる状況でございます。

○岩間正男君 この資料はあとで出してもらいたい。

○説明員(勝谷保君) はい、提出いたします。

○岩間正男君 それでお聞きしたいのですが、だから価格は引き下げられないのだ、こういうような一つのあなたは例に出しているわけですが、けれども、どうなんですか、そういう中で、しかもばく大なこれは利潤をあげているのじゃないですか、どうなんですか。その点で、たとえば新日鉄の今年度のあげている利潤はどうなっていますか。

○説明員(勝谷保君) 先生御指摘のとおり、今期の売り上げは非常に伸びてございまして、新日鉄は前期に比べて二四・一％ということになっております。これはかかかって販売価格の先ほど申しました八〇％分は不況カルテル期間中に千円から二千円上げましたけれども、それ以外は上げておりません。しかしながら、操業度が非常に高まりましたために、装置産業としてのコストが大幅に下がりました。一方、不況カルテル期間に定率償却から定額償却等にいたしておりますので、減価償却分のアップ等によりまして、その面で大幅な利益が出ております。御指摘のとおり利益が大幅に出ております。

○岩間正男君 そうしたら、そこは非常に大きな矛盾じゃないですか。あなたのさっきの説明とはこれは全く合わないじゃないですか。生産性はこれは上がっている、それから操業度は非常に拡大されている、しかし、それだけじゃないと思うんです。そこにはやはりはつきりした独占に対する政府の政策があると思うのです。そうじゃないですか。だから、たとえば好況だ、好況といえど好況のときもこれはほとんど物価上昇と結びついて価格は上昇する。しかし、不況がくるといって、これはやはり保護の立場から不況カルテルを実施していく、そういう形で絶えず独占に対する保護政策というものはもうかゆいところに手が届くように行なわれている。そういう体制の中で大きな

膨大なこれは利潤をあげている。これはどうなんですか、これは争えない現実でしょう。

○説明員(勝谷保君) 御指摘の点もございするが、不況カルテル結成のときは非常に操業度が落ちておりましたので、コストを割っていたことも事実でございします。そのために配当も落とし、さらには償却等も定率から定額にいたしましたわけでございます。ところが、最近におきましては供給量を上回る大幅な需要が出てまいりまして、諸外国からの輸出に対する要請が強くございまして、国内価格より非常に高い値段で輸出がされておる。したがって、国内の価格は現時点で押えていることで政策としては精一ぱいでございます。引き下げるといふことはとうてい不可能ではないかという気がいたすわけでございます。かかかって需給関係にあるのではないかという気がいたします。

○岩間正男君 これはこういう好況の中で、不況カルテルを四十六年六月で、そのときに期限切れになったのをさらにこれを延長したのはどういうわけなんですか。

○政府委員(吉田文剛君) 不況カルテルは、高炉メーカー製品につきましては昨年の七月一日から十二月一ぱいまで延期をいたしました。また、平電炉メーカー製品につきましては四十七年の十月十四日から同年の十二月の終わるまで延長をしたわけでございますが、この延長する直前の時点におきましては、高炉メーカー製品につきましては大幅な需給のギャップがあった。四十七年の六月では稼働率が七二・八％、しかも大部分の企業は採算割れをしている。たとえば四十七年四月から六月までの赤字幅がトン当たり二千二百円、この時点におきまして需給の早急な回復は期待薄であつたということでございします。また、平電炉メーカー製品につきましては四十七年の八月におきまして稼働率が六二・八％、また採算割れの点につきましては、四十七年の八月におきまして赤字幅がトン当たり七百二十四円というように状態でありまして、法律の要件に合致したということ

で認可をしたわけでございます。

○岩間正男君 そういう説明でありますけれども、あらためてお聞きしますけれども、どうですか、新日鉄の経常利益、今年三月の決算期で額としてどのくらいあがっていますか。

○説明員(勝谷保君) 新日鉄の経常利益は、四十七年上期が百十億円、四十七年下期が四百九十一億円でございします。

○岩間正男君 そうすると、上期は前年九下期に對してこれは何倍ぐらいになっていますか。

○説明員(勝谷保君) 四・五倍になっております。

○岩間正男君 これは合併以来、最大の利益ですね。そういうものをあげている。そういう中で、いまの不況カルテルをこれは延長するということになることが行なわれているわけですから、こういうことは一体、ほんとうにいまの物価問題を検討するときに、一番やはり基本的な独占の物価の問題、そういう問題の中でこういう事態が起こっていることに對して、これは国民は一体納得すると思ひますか、どうですか。

○説明員(勝谷保君) 先生御指摘の点、いたく私も感じておりますので、先ほどから申し上げておりますように、大手高炉メーカーの出し値は不況カルテル期間に上げました以外は原則として上げない、一部輸出その他の正以外は上げないという中で指導をいたし、鉄鋼業界も大手においてはそれを守っているのが実情でございます。さらに配当等につきましても、大臣からの基本的な姿勢についての一般的な御発表がありまして、自主的な判断のもとに、配当についても大幅な配当をいたさないで、不況カルテル下の冷却した体制の改善のために充当しているのが実情でございます。

○岩間正男君 好況のときはほとんどこれは独占価格が一方的に決定され、それはそのまま問題にならないで、不況がくると政府はそれに対して不況カルテルでこれを保護する、そういう形で実質的には膨大なこれは利潤をあげている。ことに、

今度の決算を見ますと、もう前年に比べて四・五倍、こういう事態ですね。これは合併以来、最大の利益だと思ひますが、大幅な経常利益を出している。産業の米といわれるほど重要な鉄鋼、その価格が独占的に定められて、政府の保護のもとにしかも温存せられておる。それで、この不況カルテルについて先ほどのような措置をとったと言われておりますけれども、しかし、この利潤は利潤としてこれは保証される、そういううたてまえにこれは立っているんです。こういう問題はもともとこれはメスを入れて、物価問題の中で国民の前に明らかにしなきゃなりません。これは鉄鋼の例で、私は非常に時間の関係から詳細をやらなかったわけでありまして、国民的な感情からいって、こういう点を明確にこれはする、これに對する政府の政治姿勢というものが明らかに問われているんです。非常にこれはルーズだ。保護政策というのは、もう一言にして

そういうものがあつておるんです。これはもう鉄鋼だけの問題じゃなくて、先ほどあげたものもその独占物価の場合にそういう方法がとられておる。この理由は何かということ、これはまああとで私はもつと追及したいと思ひます。

次に、時間の関係から公共料金の引き上げの問題、これをお伺いしたい。この最もいま代表的なのは、国会にかけられて参議院にも送つてきました国鉄運賃値上げ法案だと思ひます。これもまあいろいろ詳細やれば時間が非常に足りないわけでありまして、二、三の問題を私は指摘します。しかも国鉄運賃のこの法案はいよいよ本格的な審議に入るわけでありまして、その中で二、三の問題を、当面する問題について私はお聞きしたいと思ひんであります。

参議院の本案で、十八日に経企庁長官は、国鉄運賃の引き上げによる消費者物価に対するそのはね返り、この影響、これに對して旅客運賃は〇・三四％、貨物運賃は〇・九％というふうな答えられました。そこで、私はお聞きしたいんですが、その計算の根拠はどういうことなんですか。

か

○政府委員(小島英敏君) C P I の、消費者物価指数の上におきましてウェートというものがきまつておりまして、普通旅客運賃が一万分の百三十、つまり一・三%でございます。それから通勤の定期が一万分の二十一、通学定期が一万分の三でございます。これらにつきまして今度の改定率をそれぞれ掛けまして合計いたしますと、旅客運賃の場合の C P I に対する影響は〇・三三八となるわけでございます。これが御答弁にございしました。〇・三四%という数字でございます。それから貨物運賃につきましては、これは直接はこの C P I、消費者物価指数の上には影響しないわけでございます。ただその貨物運賃が上がりますと当然物資のコストが上がります。で、なかなかそのコストの上がつたのがどれだけ実際に物資の価格に影響するかというのは、その物資のそのときの需給状況によつて変わりますから一がいに申せないわけでございますけれども、かりに運賃のコストアップというものがそのまま価格上昇に反映するといふ仮定を置きまして、産業連関表というものを使いましてはね返り計算をいたしますと、〇・〇九二、いわゆる四捨五入しまして〇・〇九%ということになるわけでございます。

○岩間正男君　これは長官にお伺いしますが、こういう説明でこの国会をまかり通るつもりですか。こんな子供だましの説明で国民は了承すると思いませんか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 経済企画庁といたしましては、物理的に計算をいたしまして、それぞれの商品の物価への寄与率というようなものをCPI、WPIそれぞれについて出しておるわけでございます。そのような御説明を申し上げておるわけでございます。

○岩間正男君　こんな単純計算はこれは小学校の生徒がやる計算じゃないですか。国鉄運賃を上げるといふことは日本の全経済に波及する、その影響、その深さと振幅というものは非常にこれは大々的だと思いますね。それをもう大体国鉄運賃が全

三％だというふうに想定して、それに対して今度の上昇率をかけて、その結果が〇・三四％だという説明をされておるんです。こんなことでこれは実態をつかんだということにはなりませんよ。一応のこれは国会用説明のいわば遁辞にすぎないと私は思うんですね。考えてもみればわかかと思うんです。国鉄運賃が上げればすぐにこれに対して連鎖反応を持つでしょう。まず私鉄運賃の値上げというものが問題になってくる、タクシー料金の値上げというものが問題になってくる、さらにまた膨大なこれは資金を要しての国鉄の設備投資、

これが非常に増強をされるわけでありますから、ですから、当然これに伴う地価の高騰も起こって来るだろう、建設資材の値上がりもこれに伴うわけです。それでしよう。さらにまたこれは民間でどうかといったら、もう物価の便乗値上げがこれに伴って起こりますよ。聞いてみてもらんなさい。たいてい、国鉄運賃が上がったものだからやむを得ないんです——これが便乗値上げのどこでも使えう口実ですよ。こういうものを、少なくとも私はこれはちゃんと計算できるんだと思う。これは社会面に波及する現象ですから、いままでのこれは調査ではむずかしいかもしれない、しかし、これは一つの法則があるわけですから、そういうものをはつきりつかんで、その大筋をつかめばこの波及する影響というものはつかむことができると思ふんです。しかし、これはしない。これはしないで、いまの単純計算の小学校式計算で国民を納得させようと言つたてこれは納得しませんよ。生活体験を通じてみな知っているわけです。これをどう一体御説明なさるおつもりですか。

○政府委員(小島英敏君) なかなかこの便乗値上げといふものは、確かにないとは申しませうけれども、これを計算するということは実際上不可能でございます。実際問題といたしまして、一般の商店とか貨物というものが、商品が値上がりする場合に、国鉄の運賃が上がりまうと、理由として、国鉄運賃が上がりましたから値上げ

します。いいことを言う場合がございますけれども、それじゃ国鉄が上がらなかつたならばそのものが上がらなかつたかどうかという点にはなはだだ不分明でございまして、その場合には諸経費の上昇により値上げいたしますという理由をおそらくつけるであらうと思ひますけれども、そういう場合に国鉄がたまたま上がつておりますと、運賃が上りましたからという理由をつけるといふケースもかなりあるわけでございまして、なかなか実際に国鉄が上がつたことに伴う便乗値上げがどれだけかということは、おそらく何人も計算し得ないんではないかというふうに思ひます。

○岩間正男君　それは、だから非常に単純な計算ではこれは出てこないものだ。しかし、いままではそういう数字やっていないからね。これは一つの法則はありますよ。これは今後の問題にするにしても、とにかくガソリンがもう蒸発していて、そこへ火をつけるような形で国鉄運賃が値上げされるんです。そうでしょう。それでそれが一つの口実になる。便乗値上げの場合をあなたはだいたい説明されたんですけれども、タクシーをはじめとして私鉄運賃の値上げ、こういうものに連鎖応をこれは起こすことはいつでも起こっている現象ですね。こういうものについて、少なくとも私はいろいろな指標をとって、コンピュータ時代でしょう、これ、つかめなというのではないわけですよ。この努力をかししようにしてはいないんだ、したらくあいが悪い。国鉄運賃の値上げは微々たるものでございます、ほとんどもう一％の三分の一、これが消費者物価にはね返るだけでございます、だからどうぞ受益者負担の立場からこれを了承してほしい、こういう線で作っておるわけですが、こんなことでだれが一体、国民が了承すると思いますか。生活体験で知っているんですよ。長官、そう思いませんか。少なくともこんな説明でまかり通ることはできない。私は、この点について、の答弁をしていないんだという、そうして、いわばほんとうに何とか国鉄を通すために、このようないわば官僚作文みたいな、小学校式の

單純計算でこの問題をまかり通らうとするところにいまの国鉄運賃の性格がはつきり出ているんだということを私は指摘したいと思う。長官どうですか。これは長官にお聞きしたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) この委員会でお願ひ
してゐるのは、物価局をぜひお願いしたいという
ことでございまして、国鉄運賃の問題は他にまたた
御論議をいただく機会が十分あると思ひますが、
ただ、局長からいろいろ申し上げたとおりでござ
いますけれども、過去の例でひとつ、これは私も
本会議でも申し上げたことなんでございますが、
過去の例でひとつ申し上げさせていただきます
と、従来、国鉄運賃を何回か上げておりますわけ
でございますが、昭和四十一年に旅客運賃を三・
三％、貨物運賃を一・三％、これはいずれも名
目改定率でございしますが、上げてゐるのが一番最
近の大きな実例でございします。そこで、総理府統
計局の消費者物価指数年報によりますと、昭和四
十一年には総合上昇率が五・一％——いや、その
前に四十年を申し上げますと、前年の四十年は
六・六％上がっております。上げた四十一年は
五・一％。上げました翌年の四十二年は四・
〇％、むしろこれは下がっておりますのでございま
して、いまおつしやいましたように、便乗値上げが
必ずあるというふうに、まあそれは便乗値上げを
したいであるうと私も思ひますけれども、そうい
うことは、やはり国民がみんな物価を上げては困
るんだ、国民は消費者であるわけでございします
から、生産者といへども、あるいは流通業者とい
へども最終的に、家へ帰ればみんな消費者なんで
ございますから、みんな上げては困るんだという
意識に徹すれば、私は、必要なものは上げて
も物価に徴すれば、私は、必要なのは上げても物
議に徴すれば、私は、必要なのは上げても物
というものは押え得るんだ、国民みんながその
になれば、もう物価が上がるから何にもできな
いというのではなくて、これは広範な国民みんな
の努力によつて克服し得るものじゃないかとい
ふふうに思ひます。過去の例はこういうふうにな
ておるといふことを御参考までに申し上げます。
繰り返して申し上げますが、ここではその騰貴

ということが迫られているんじゃないか。そうではないと、物価問題を論じたって話になりませんよ。それで、この法案は物価局の問題、機構改革

民の感覚として、国鉄運賃が上があれば物価が上がる。そしてまた事実そのとおりだ。何回もそれは繰り返された。それに対する反省がない。しかも

用者が負担をする、税金でも負担するし、利用者がそれぞれ負担をする。まあ三者それぞれに負担をする。三方一兩損ということばもございます。

○説明員(服部経治君)　ちよつと先生のお尋ねの意味がよくわかりませんが、運賃法の改定をなげ出すかという御趣旨であれば、私がいま申し上げ

たようなことでございます。

それからいま國鉄が考えております國鉄財政の再建の考え方の内容でございますれば、先生がいまおっしゃられましたような人員の合理化とか業務の合理化とか、輸送活動のいよいよこれを活発化させるというようなことはもちろん内容としては入っております。

○岩間正男君　これは私も国鉄の、いや、運輸委員を過去まあ九カ年ほどやったことがあるんですから、何回もこれは運賃値上げと戦ってきたわけですね。いつでも足の確保とか安全性の確保、こういうことを口実に行っているわけです。ところが、全然これは改まらぬじゃないですか。通勤輸送一つとってみたら少しもだめです。安全だつてどうです。実際はそうじゃないでしょう。実際は非常にやほりこれはこの独占の輸送、そういうようなものところにもう強力な何が置かれています。そのための国鉄経営の合理化というやつが非常に大きな課題になってくる。国民の前にこれが明らかになっていない。うたう宣伝の文句では盛んにやりますよ。必ず、安全性だとか、足の確保だとか。やってますか、やってないじゃないですか。いまの通勤電車一つ見たってわかるんだ。そのときはちょっとやるようになつこうするけれども、一年たつてごらんない。もうすぐに営業係数はどうなる、ものすごいことになるじゃないですか。

○説明員(服部経治君) 幾つかの点にわたつて御指摘があつたと思いますが、まず安全の面でございますけれども、これはもちろん国鉄というものが輸送というものをその業務としております以上は、安全の確保ということなしにその業務の遂行ということとは考えられません。したがひまして、結果におきましてはいろいろと御指摘のような点もございましょうけれども、国鉄といたしましては、安全の確保ということにつきましては、常に全力をあげまして万全を期しておるといふふうに私も確信いたしております。

ただいま御指摘になりました。確かに通勤輸送の混雑というものは今日現在でもなお相当ひどいものがございますが、その点私どもはたいへん遺憾に存じておりますが、これはこの通勤輸送の混雑という問題につきましては、国鉄も過去から現在に至るまで、できる範囲内で可能な限り投資を行ないまして、その改善につとめてきております。ここ十年ぐらいの間の混雑率の緩和というものを数字で御説明いたしますれば、若干は御理解いただけるのではないかとと思いますが、線区によりましては相当改善の実をあげてきておる実情でございます。

それからもう一言申し上げたいんでございますが、今後の大都市の通勤輸送というものについてどうあるべきかという問題でございますが、これはただひとり国鉄だけが通勤輸送の改善ということに努力いたしましたが、とうてい満足のいくような解決が見出されるわけではないというふうに思っております。ございまして、大都市の通勤輸送の改善ということに關しましては、私鉄、地下鉄、バスといったようなものが国鉄と一緒になりましたりまして十分な解決をしていかなければならないと、かように考えております。

○岩間正男君　それは、あなたたちの立場からい
え、ばそういう答弁するわけでしようけれども、実
態はどうかと言っているんです。この問題は今回
もこれはいままでも論議されてきた問題だし、今後
も法案の審議の中で別の委員会でもやられる問題だ

と思うからあまり時間をかけたくないわけですが、
れども、実際は何ですか。今度この日本列島改造
論ね、こういうものに即応する態勢でもって、そ
うして膨大な資金をこれは集める。そうして新幹
線をはじめとするこういう輸送量の拡大、そうい
うものにこれはこたえていく。そのためのまた一
方では赤字を解消して国鉄の合理化というよう
なことをこれはうたっているわけだ。しかし、実
際には非常にこういうような文句といふことは
やつは、実際できない。そういう全体の中で資
金の面からの論議をすれば明らかにありますけ

どもね。さらにこの問題になるのは公社であるという、公社のこの公共性の問題をやるわけですね。それで、必要があると公共性を非常に議論する。それから公社の独立採算、独算制の必要がある場合には、これは独算制の問題を問題にするわけですね。二面性なんです、国鉄は。都合のいいときは公共性を力説する。都合のいいときは独算性を力説する。これは政府の態度じゃないですか。ところが、この国鉄の経営のしかたというものは非常にふしぎなんだ。そうでしょう。第一、旅客の運賃の値上げ、そういう負担によって、それによって設備投資をどんどん増強するというんですから、こういうやり方というのは、これは全く国鉄だけに限られたやり方だと思うのですね。そこで、運賃値上げの問題が大きく出てきているわけなんです、これはどうなんでしょうか。この二面性についてはどういふふうに長官にお考えになりますか。

ておるわけですね。そういう意味で、公共性があるすなわち公社の経営によつておるといふことでございます。そこで、いまその旅客運賃と貨物運賃のお話が出ましたけれども、これは両方ともに赤字であるわけです。新幹線が非常に有効に機能しておりまゝるので、新幹線の中でブルーいたしますと旅客運賃のほうはそれほど赤も出ないというふうなことがございますけれども、しかし、この新幹線という特殊なものを除きまして、これから考へている国鉄の体系で見ますと両方とも非常に赤字を——もう二兆円にものぼるような問題ををかかえておるんで、これを何とかせにやらぬといふことは、この公共性の点から見ましても、何とかせねばならぬ問題は常にあることであると思つておるわけです。

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(高田浩運君) 速記を起こして。

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○岩間正男君 いま旅客運賃も赤字だ

民の満足を得ていないところは大いにあると思いますが、それだからこそ再建を考へるということ、いまお願いしている法案になっておるということ、でございます。これは議論はいろいろあるところでございまいしょうけれども、私どもは今度出している再建法と値上げ法とそれによつて十カ年の目標を立てて、そして大都市における通勤・通学のあの混雑も解消するし、いろいろな面で国民のサービスを満足させたいと、こう思つておるわけなのでございます。それから何でしたか。

が、それは違うじゃないですか。三百七十二億の黒字であるという点は、これは衆議院の審議ではつきり出ているんです。いまのそれは、あなたなどの、旅客も赤字だ、そういうような言い方ってのは、これは事実と違いますから訂正願います。それが大きな問題になっているでしょう。黒字なのに、なぜ一体旅客運賃を上げるのか。そうして貨物運賃の膨大な赤字を旅客運賃の値上げによってまかなうと、こういうことは正しくないということが非常にこれは論議の一つの大きな焦点になっているわけでしょう。いまの長官の発言、ちよっと事

○岩間正男君 公社と公共性の問題、二重に使っている。

○国務大臣（小坂善太郎君） 国鉄からお答えした
実に反しますよ。

○国務大臣(小坂善太郎君) 公社の公共性の問題でございますが、国鉄はそういう意味で非常に公共的な役割りを果たすということで、総合交通体系で申しまするように、大都市における通勤・通学の利便をはかるとか、あるいは地方都市間の連絡をはかるとか、あるいは大量の貨物輸送をやるとか、そういうようなことでその機能を期待され

ほうがいいと思いますが、私の理解して申し上げたのは、要するに新幹線が非常に黒字が出ておるもので、それでこの旅客運賃の一般の赤字がこれでカバーされておると、こういうことを申し上げたわけであります。詳しくは国鉄のほうから……。

○岩間正男 iya、もう時間ないからね、いいよ。これはもう事実明らかなことだ、ちゃんと照

確にされたことだ、要りません。

それじゃ、これとも関連してお聞きしますが、私鉄運賃ですね、これは国鉄の運賃値上げを待っている、そういう点が出てきてると思うんですよ。名鉄、西鉄、それから残りの大手十二社、こういうところで申請が出されて——これはまだないんですね、準備をしているわけですね。これはわかっておりますか。これもなるだけ、委員長から時間言われているから、わかると思うだけやうでございます。

○説明員(宇都宮寛君) 申請が去年出ております。

○岩間正男君 それ、言ってください、西鉄、名鉄、それから……。パーセンテージだけでいいです。

○説明員(宇都宮寛君) 個々の会社の申請の内容でございます。

○岩間正男君 うん、時間がこれかかるかなあ。

○説明員(宇都宮寛君) はい。資料で差し上げてよろしゅうございます。

○岩間正男君 資料でそれじゃ出してもらいましょう。

われわれの聞いているところでは、名鉄は平均二・八五％、西鉄は普通が二・七三％、定期は通勤・通学とも割引率の引き上げ、残りの大手十二社は平均で、普通運賃が二・七一％、通勤定期が四・四四％、通学定期が三・〇四％、こういう申請が出ておると聞いておりますが、いいですか、どうなんですか。

○説明員(宇都宮寛君) 名鉄、西鉄につきましては先生の御指摘のとおりでございます。それで十四社全体で申し上げますと、普通運賃で二・六五％、それから通勤で四・四四％、通学で二・九四％の値上げ率でございます。

○岩間正男君 そうすると、私はこれ、これもしばしば国鉄運賃値上げのときに大きな問題になってきたんですが、大体私鉄独占というものは鉄道だけやっているとわけじゃないわけでしょう。土地の買い占め、宅地の造成、建て売り住宅、さらに

最近はいろいろな遊園地とかそういうものをやつて、いわば私鉄の名において実際は傍系会社をつくるのか、そういうふうなことで非常に企業を拡大している。そうして、しかも鉄道の相当な犠牲に

おいていまの土地会社とか、そういう点ですね、兼業面というのは太っている。こういうことになりまから、どうしても全体的に総合的にこれを調べなければならぬと思うのです。鉄道だけを単純に向こうの報告と、そういうふうなことで申請に即応するというやり方では十分にこれはこたえることができないのじゃないか。しかも企業内容そのものというものは、これはどの程度調べるのですか、どうなっているのですか。いまのような総合的な経営の内容を調べる一つ、それからほんとうにこの鉄道の企業内容についてもこれは調べているのか。いままで私たちは、この企業内容について概略でいから報告してもらいたい、しばしばそういう要求を出したんだけど、一度もこれは報告されたことがない。監督局としてはどうなんですか。運輸省としてはどういう監督をしている。

○説明員(宇都宮寛君) 先生の御指摘は、一言にして申し上げます、会社全体としての経営から見るべきであるという御指摘かと思っておりますけれども、私どもの考え方としては、残念ながら、鉄道の収支自体でもって判断すべきであるというふうに伝統的に考えている次第であります。

それで、その理由といたしましては、まず大きなもの三つばかりあると思っておりますが、第一点は、兼業部門の収支状況いかによって鉄道の運賃水準が左右されるという不合理である、これが第一点でございます。それから第二点としては、兼業部門の収支を考慮して、それで鉄道の内部の補助を考へるということになりますと、その兼業部門の市場面における競争力を不利にする、不利な条件を課することになるといいます第二点でございます。それから第三点でございます、兼業部門の利益を考慮して運賃を設定するといふと、設備投資が非常に必要

なわけでございますけれども、鉄道の設備投資が非常に不利な条件になりますと、設備資金が有利な兼業部門のほうに流れて必要な投資がなくなる。したがって、公共交通機関としての使命が達成できなくなるおそれが非常に強いというのでございます。以上のような理由から、鉄道のだけの収支でもって鉄道の運賃は決定されるべきであるというふうな考え方をしております。

○岩間正男君 企業内容について報告はできませんか、大筋の。どうなんですか、国会に提案できませんか。簡単にやってくください。

○説明員(宇都宮寛君) 事業内容と言つて鉄道の全体でございます。

○岩間正男君 営業内容ですね、それ、どうですか。大きな経営の内容というやつは、これは報告、あなたたちつかんでいられるでしょう。これは出せる、どうなんですか。

○説明員(宇都宮寛君) 考課状によりまして四十七年度の実績を申し上げますと、大手十四社……

○岩間正男君 できるか、できないか、これ、やってもらえないんです。問題は、そのところが問題なんです。いま詳細やっている時間なくなっているから。

○説明員(宇都宮寛君) 大手十四社では三百九十億程度の経常利益をあげておる、こういうことでございます。

○岩間正男君 そうすると、そういう中で私鉄の申請に対してこれをどうするのですか。国鉄運賃の値上げ、これと関連してくるわけでありまして、これも、どういふ方針をとっておられますか。

○説明員(宇都宮寛君) いま申し上げましたように、経営の合理化の状況等慎重に検討中でございます。

○岩間正男君 これは今度の物価局との関連も出てくるわけですが、こういうところに深く立ち入って一休調査できるのですか、できないのですか。報告を求めるといふようなことになつても、あるいは勧告をするといふようなことになつても、これは十分できますか。これについてはどう

です。今度の機構ではどうなっている。

○政府委員(小島英敏君) 現在の段階でもそうでございますし、物価局になりますれば資料の各省に対する資料請求権もできますので、一そうそういう面で強化されるということでございます。

○岩間正男君 ある程度の精神はあるんだが、ほんとうにこれはできますか。こういう要求を私鉄独占に突きつけて、それでそういう調査ができるかどうか。ここが非常に重要なところで、実はこういう運賃の問題ね、そうして当然これは私鉄の運賃値上げというのは予想されてくるんだが、これに対して国民的な基盤から判断しなければならぬ問題ですよ。そうでないとどんどん連鎖反応を起こして。そういう例として、この私鉄の問題、これは非常にやうばり今後大きな問題ですから、これは物価全体の中でやはり大きな問題になってくるわけですから、お聞きしているわけですよ。この点に対する、これは物価局というのはできて、その機能を十全にこういふところ、フルに発動させる考えがあるんですか、どうなんですか。

○政府委員(小島英敏君) 直接会社に対する監督は運輸省でございますので、運輸省を通じて、実態把握が何となくもおっしゃるやうに一番の基本でございますから、全力をあげて実態把握にとめるつもりでございます。

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(高田浩運君) 速記を起こして。

○岩間正男君 それじゃ、次にお聞きしますけれども、四国電力の値上げがこの十九日申請された。そこへ持ってきて、またこれは関電の申請が行なわれておるのです。で、これ、簡単に聞きしたいんですが、これは消費者物価へのはね返りというの、これを認めるとすればどれぐらいになるのですか。

○政府委員(小島英敏君) 四国電力の、これは申請が出た段階でございますので、どれだけ実際に値上げになるかというの、これは今後の問題でございます。

ますけれども、かりに申請どおりの値上げが行なわれたといたしますと、電灯に対する、電灯分の値上げ率が一二・五七％でございます。これをCPIのウェイトで計算いたしますと、全国のCPIに對しまして〇・〇八％の値上げになるわけでございます。それから同じような計算を関西電力についていたしますと、〇・〇五八％と相なるわけでございます。

○岩間正男君 このはね上がり率はやっぱり単純計算ですか。さっきのやり方ですか。

○政府委員(小島英敏君) これは産業に対する分をまたI O表を使いまして計算をいたすわけでございます。これは現在通産省と企画庁と両方でI O表を使って計算中でございます。

○岩間正男君 値上げの理由はこういうことですか。申請の理由は。

○説明員(田中誠一郎君) 先生御指摘のとおり、十九日に四国電力から平均で二・一五四％、関西電力より平均二・八・一三％の料金値上げの申請が出てまいったわけでございますが、その改定の理由はほぼ同様でございます。彼らの合理化努力にもかかわらず、最近原価が非常に高騰しておるということでございます。

原価高騰の要因といたしましては、公害対策費の急増、OPECを中心といたしますところの燃料価格の大幅な上昇、供給力の確保ないし輸送力の確保という観点での資本費の高騰といった要因があげられておるわけでございます。他方、合理化も、従来行なっておりました熱効率の向上なり、送電ロス率の低下といったような合理化要因も非常に技術的に限界にきているというのがその要因でございます。収支面でも非常に悪化しておりますので、公益事業としての電気事業の使命達成のために料金改定が必要であるという、大体そういう趣旨でございます。

○岩間正男君 今後まあこれは検討されると思うのですが、これに対してやっぱり十分にこれは資料を要求する、立ち入りの検査もこれは必要ならやらないかならぬと思うのです。しかも、どう

なんですか、電力は。配当は一部はあくまで確保する、これは絶対さわるせない、聖域としてこれを守っていく、こういう態度は変えないのではありません。これはどうなっている。

○説明員(田中誠一郎君) 電力産業は御存じのように入へん設備産業でございます。逐年大規模な設備投資をするという現状でございます。設備資金調達の方法といたしまして、借入れ金のほかには同額の社債で調達するという方法をとっておるわけでございます。社債調達につきましては現在商法上ワクがございますが、電気事業にはその性格の特殊性にかんがみまして、おむね資本金の倍の社債発行ワクが認められておるわけでございます。したがって、電気事業といたしましては、増大します設備資金調達という観点で増資を行なっていく必要があるということでございます。増資につきましては、これは産業界、証券界、金融界の自主基準の中でも、ガスと並びまして電力につきましては一割配当の維持というのが条件になっておるというふうに了解しております。

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。

○委員長(高田浩運君) 速記を起して。

○岩間正男君 長官にお聞きしますが、これは十九日の閣議後の記者会見で、通産省からの連絡を待って慎重に判断する、特に実施時期、値上げ幅については十分検討したい、こういうふうに語ったと新聞は伝えておりますが、しかし、結局上げ

る方向でこれは検討するということですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私が申しましたのは、通産省からの連絡を待って慎重に検討したいと、それだけでございます。あとのことは言っておりません。

○岩間正男君 どういう考えです。どうお考えですか。判断——検討するだけですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私は通産省とよく話し合ってみると、その結果によって私の意見をきめますと、そのこと以外申し上げません。

○岩間正男君 物価安定の立場からどう考えている……。

○国務大臣(小坂善太郎君) いま申し上げたとおりでございます。

○岩間正男君 イエスもノーもないというわけですね。判断なしと、こういうことですか。イエスは、これに對して、電力の値上げの問題については見解を示されたい……。

○国務大臣(小坂善太郎君) いずれ申し上げる時期があると思っております……。

○岩間正男君 いや、いまですよ。

○国務大臣(小坂善太郎君) いまは、何回も申し上げているように、通産省にこの申請が出ておるわけでございます。通産省はこれを受けつけられ

ていろいろ研究をされておるわけでございます。研究されておる段階において私の意見は申し上げることを差し控えたほうがよろしかろう、こう思っておるわけでございます。

○岩間正男君 まあ、長官の立場もあるでしょうが、体当たりでこれは物価安定に對処すると言われた長官の言としては、そういうものはいただけ

ないですね。

まあ、あと二、三点聞くのですが、こういう点で私はどうしても政治献金の問題を明らかにしなければならぬと思うのですが、どうですか。鉄鋼、電力それから自動車それから私鉄、石油化学、銀行協会ですか、電気、こういうところの前年度の自民党に對する政治献金というのをここで伺いたい。選挙課長だ。

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。

○委員長(高田浩運君) 速記を起して。

○説明員(山本武君) ただいまの御質問にお答えいたします。

御承知のように、政治資金規正法は、政党、協会その他の政治団体を主体として報告をとっておりますので、鉄鋼であるとか、あるいは電力会社であるとか、そういう政治寄付をする側を主体として報告を求めているといたしません。したがって、官報

で御報告申し上げますように、そういう業者別の資料は集計しておりませんので、この席上でお答えすることはできかねると、そう御了承いただきたいと思っております。

○岩間正男君 そういふような、あなたたちの立場はいつでもそういうことを言っておるんです。これは新聞にも公表されたんですね。たとえば、電気事業連合会、東京銀行協会、日本鉄鋼連盟、これは各三億圓、日本自動車工業会二億二千万圓、全国地方銀行協会有志一億二千万圓、石油連盟九千万圓、東証正会員協会四千八百万圓、その他まだいろいろ出ているわけでありまして、これは四十六年の上期、四十五年上期でも、鉄鋼連盟あるいは電気事業連合会では各二億圓、このように政治献金を多額に受けておって、はたして、一体このようないろいろな審査ができ、そうしてはんとくにこれは物価の安定を国民の立場から戦い

とることができかねるかどうか。これは重大な問題です。この問題は、やはり物価安定の背後にまつわっている非常に重大な課題ですからね。この問題について、国務大臣としての立場から一言お聞かせを願いたいんです。どうですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 政治献金というものは正式に法律で認められておるものでありまして、それによって非難を特に受けるものではないと考へております。

物価安定の立場から、そういう問題と関係なく政策を遂行するというのが私どもの考えでございます。

○岩間正男君 政治姿勢の問題として問題になるんで、これがあなたたいへん大きな問題なんです。いまのようないろいろな問題に合法的だからどうでもいいというふうなことになるたら、いま物価安定で非常に大きな問題になっている。どんどんどんどん、とにかく先ほどあげたように上昇している。そういう態勢の中で、どういふふう

に国民生活を守るかという関連でこの問題が私は提起されていると思うのです。これに對する御答弁としては、非常にこれは不満足であり、国民は納得

しないと思う。

最後に一つ。もらいました資料、この資料の中で、物価安定政策会議、この中に、たとえば申請をやっている関西電力の会長が入っているですね。この名簿を見ると、これはトップになっているですわ。こういう構成なんだね。そうすると、物価安定政策会議、それを行っているわけですが、けれども、その中に申請をやっている会社の会長が出てくる、業界の会長が出てくる。こういうことになったら、実際どうでしょうか。この運営というものを、ほんとうにこれは国民の立場で物価安定のために努力することが出来るか。そういう人も入っていったら、むしろ物価を、申請を推進する、物価安定の会議どころか物価値上げの会議の方向に運用されるんじゃないか。ここが非常に私は重大だと思ふんですが、こういう構成でこれはかまいませんか。

○政府委員(小島英敏君) 物価安定政策会議は、財界の方も御参加いただいておりますし、労働組合の方も御参加いただいておりますし、学者の方も参加いただいております。ございまして、もっぱらこの会議は個々の問題につきまして御審議いただくというところは考えておらないわけでございます。特別部会というものは個々の問題について御審議いただいておりますけれども、こういうところにはもちろんいまの関係の方はメンバーになつておりませんで、第一、第二、第三、第四調査部会はいずれも一般的な問題について御審議いただいておりますので、個々の問題について、財界の方が入っておられますも、それによって影響されるというところは一切ございません。

○委員長(高田浩運君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分再開することとし、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○中村利次君 物価問題が重大な政治課題になっておるときであります。国民にとっては、やはりこれはもう何ともやり切れない気持ちでありますし、政府とすると野党とすると問はず、とにかく物価に対してどう取り組み、これを安定をして、国民の期待にどうこたえるのかということが重大な課題でありますので、この際、経企庁の中に物価局を設置されて、権限、機能、陣容を整えて物価対策に取り組みという点については、これは私はまことに当を得たことであらうと思ふんですが、しかしながら、これはたいへんにむずかしいことでもございまいしょうし、実際問題としてきわめて多岐にわたる物価押し上げの要因に加えて、やはり最近盛んに問題になっておりますような商社を中心とする企業活動そのものが、たいへんに批判の対象になり、株、土地のみでなくて、商品全般にわたる投機傾向すら見えておる。その結果が、やはり国民、庶民にとっては夢である土地も買えない、あるいは家もつけないという状態を現出しているわけでありまして、残念ながら、こういうものに対する国民が納得できるような効果的な手というものが、現在のところやはりし尽くされてないという感じが言えると思ふ。その中で、インフレが暴走しておる。ですから、物価局をおつくりになって、権限、機能を強化されて、国民が期待する物価問題に対する対処がなされる限りは、いろいろ定員法の関係もありましようけれども、人がふえよう、あるいはまた新しい局をおつくりになろうと、国民の立場から言えば、これは大歓迎ということになると思ふ。しかし、実際問題としてなかなかどうも実効をあげないという実績があるわけでありまして、そういう点について、この物価局の設置にあたって、ひとつまず最初に私は長官の御決

意を伺っておきたいと思ふ。○国務大臣(小坂善太郎君) 物価局を新設いたしますことにつきまして、中村委員からたいへん御理解と励ましのおこたをいただきまして厚く感謝をいたします。

ただいまの御所論にもございましたように、その事柄についてはけっこうだと思ふけれども、なかなか容易なものではなからうという話がございます。またたけれども、私もさきのように考えておる次第でございます。従来の日本の役所の所管の形は、大体原局がそれぞれの業界をかかえておるといふ形でございます。業界のみならず、農林省においては、生産者農民の保護ということもあるわけでございます。これを横の物価という面から調整してまいりますのは、なかなかその事柄だけですぐに物価問題が非常に前進する、そう簡単にいかぬ面はたくさんございまして、私には、この与えられます企画庁長官の勧告権、あるいは意見具申権、こういうものを大いに活用いたしまして、強力なる施策を推進して物価の安定に全力を傾けたい、かように思っております次第でございます。

○中村利次君 物価はたいへんに現実的に急騰を続けておるわけでありまして、四月、五月の前年同月比の卸売りあるいは消費者物価、この値上がりは数字的にどういうことになっておりますか。

○政府委員(小島英敏君) まず、消費者物価でございますが、全国のCPIの四月の数字でございますが、前月比が一・九%増、それから前年同月比が九・四%アップでございます。五月の数字は、まだ全国が出ておりませんが、東京の数字で申し上げますと、前月比が二・一%アップ、それから前年同月比が一・六%アップでございます。

次に、卸売り物価でございますが、日銀調べの卸売り物価指数が、四月の前月比が〇・五%アップ、前年同月比が一・四%アップ、五月の前月

比が〇・九%アップ、前年同月比が一・三%アップでございます。それから昨日発表になりました六月上旬の卸売り物価でございますが、前月比、五月の下旬に對しましてプラス〇・五%、前年同月、同月と申しますか、去年の六月上旬に對しましては一・三・二%アップでございます。

○中村利次君 いまお答えをいただきましたように、これはたいへんなやはり急騰ぶりですね。そして四月、五月、六月、傾向としてはこれはやはり高騰の度合いがとどまるどころか、ますますどうも加速しておるような傾向にあるわけです。たいへんに物価対策そのものは、先ほど大臣もお答えいただきましたように、なかなかそう単純なものでもございせんし、たいへんにむずかしい課題ではありますけれども、しかし、現実にはこういうぐあいにやはり急騰、高騰が続いておる物価に対する対策というものは、国民が、すべてがこれはたいへんな期待を持っていますし、こういう状態が続いていく限りは、政府に対しても政治に対しても、私は国民はやはり不信をますます強めていくのではないかと思います。ですから、ある意味では、私は、責任のある政府の立場からしますと、計画を立てる、あるいは見通しを立てる、そういうものを何としても、即効性はないにしても、続けていくということも、私はあなたが否定はいたしません。しかしながら、現実には全く即効性がない、あるいは不信を解消することにもつながらないと思ふんです。たとえば、政府は本年度の消費者物価の上昇率を、これは先般も前川委員からも御指摘がございましたけれども、五・五%と経済見通しの上で予想をしておるわけですね、ところが実際問題として、いわゆるそのげたの部分ですけれども政府の見通しの分をオーバーしつたわけでありまして、こうなりますと、これはもうあと物価上昇がゼロであっても、政府の予想見通しというものはもうすでに狂つてしまふ。です

から、計画なり見通しなりあるいは意欲というものは、これはそれなりに評価されていると思いますが、国民の立場からしますと、現実ですでもう狂っておる。そういう見通しを続けられる限りは、これは、私は何らの信頼性もないし、むしろ政治的な不信感がつのるだけだと思えますけれども、こういう点を、やはり、困難なものは困難なもの、あるいは計画なり努力目標は努力目標として、国民の前に実情を明らかにして、そうして改めるべきものはタイミングを逸しないで改める、そういう姿勢がたいへんに大事ではないかと思うんですけれども、こういう本年度の消費者物価の上昇率の狂いについて、これを修正をして、そして国民の前に実情を明らかにする御意思がどうかうか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(小島英敏君) 先生おっしゃいますように、現在がたがすでにかなり高くなつてしまひまして、實際問題といたしまして、五・五%を守りますことは非常に困難な情勢になつてきていることは御指摘のとおりでございます。私どもは、この消費者物価の上昇の原因が、あとでお話が出るかと思ひますけれども、昨年末以来の卸売り物価の急騰というところに原因がございますので、何としてもまず卸売り物価の安定をはかりますことが今後の消費者物価の上昇率を低くしてまいりうます基本的な前提であると思ひまして、各種の政策を通じて、現在、卸売り物価の火の手を消すということに全力をあげておるわけでございます。で、どうもそちらの火元がもうちょっとはつきりいたしませんことには、消費者物価の本年度の見通しをどの程度にするかということが、技術的にも非常にどうも計算がむずかしゅうございますので、現在の段階は、そういう政策努力を全うして、まず卸売り物価の安定をはかり、その段階で消費者物価の見通し等につきましても——見通しと申しましても、これは努力目標を含めた見通しでございますけれども——作業に取りかかりたいというふうに思つておるわけでございます。

○中村利次君 それは、卸売り物価を安定させるための努力というのは、これはもう当然私は否定もしませんし、そうでなければならぬと思うんです。ところが、その努力にもかかわらず、やはり四月、五月、六月ですね、卸売り物価そのものがやはり上がってきておりまして、先ほど御答弁をいただいた限りでも、六月の上旬に一三%をこえる、これはもう数カ月たちますと消費者物価の値上がりに直結するわけでありますから、したがってその努力を私は否定するものでもありませんが、やはり国民が求めているのは、技術論ではなくて、政治であり、政策だと思ふんです。ですから、そういう意味では、明らかに、これはもうすでにげた部分をオーバーしているわけですから、だから見通しが狂ったということ、これはもう何といつても間違いない。幾ら技術的に努力をしよう、これは動かないところでです。ですから、それを、いまおっしゃるようなことを国民向けに言つても通用しないと思ふんです。私ここで問題にしておるのは、やはり政治に対する国民の信頼性をどう取り戻すのか。それには、やはり、すでにもう狂いあるいは空文化しておるものを改めて、姿勢を正して、そして今日以降に對して対処をする、そういう姿勢でありませんと、これは責任を持って立てたものが狂ったから、それはやはりどうも何か固執をしていかなければならぬ。それについてその政治責任がとれないような、そういう姿勢こそが私はやはりいま不信を呼んでいるのではないかと、そういう立場から質問しているわけでありますから、したがって、これは、私は、やはり経済見通しを改めて、国民の前に実情を明確にして、今後の対策というものを、あるいは今後の見通し、今後の計画というものを立ててになったほうが当然政治姿勢としては正しいんではないか、そういう立場からの質問でありますから、そういう意味でのお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 中村委員の仰せになることはよく私も理解できますし、非常にとら

われざる気持ちで申し上げますと、いつの日かこれはやはり申し上げなければならぬことだと思つたのでございますが、現状において、いま政府見通しを直ちにどうこうといひますにはどうもあまりに情勢がよくない。のみならず、非常に変化、変動する要素がたくさんあるというふうに思われましますのでございまして、いまの卸売り物価が消費物価にまた転嫁してくるという情勢は、これはもう必至のことなのでございしますから、どうしたら卸売り物価の燃え盛るような上昇を食い止めることができるか、まずこれに全力を尽くすべきではないか。そうしてこれが落ちつくさざしが見えたときに全体の見通しはこうであるというふうに申し上げたほうが、かえって全般を通観してよろしいのではないかとというふうに思ひまするわけでございますして、実は非常に不安を与えるような結果が出ますことすらおそれる、まあそう出ると申しませんが、出るということすらあつてはならないというふうな気がするわけでございます。実は、断片的には、たとえば本年度の見通しで設備投資が一四％になつておる。ところが、瞬間風速という四十数％、一—三月ですでにそういう形になつておる。だから、何とかひと設備投資を、もう少し騰勢をゆるめなければいかぬとか、いろんな断片的なことはその対処策を申しておるわけでございますが、これは全般を通観して、そのうちに何らかのことをしなきゃならぬじゃないかというふうに考えております。

○中村利次君　これは、まさにいま長官がおっしゃったとおりでございまして、消費者物価指数の問題だけでなくて、経済社会基本計画の計画期間内において年率四％台にとどめるといふ目標も、いまおっしゃったように、設備投資の見通し等についてもたいへんなこれは、錯誤といえますから、誤差がやはり現実に起きておるわけでありまして、これも経済社会基本計画そのものがすでにもう、何といえますか、全く狂ってしまったおるといふことになる。こういうことが実際に私は、専門家の場における技術論では、いまの大

臣及び局長の御答弁が理解されると思う。ところが国民の立場からしますと、これは理解できないことでありますし、また、政治論、政策論からすれば、国民の前に実情を明らかにして、そしてやはりこういう問題は国民の合意を求めて、協力を求むべきところは積極的にやはり国民にも御協力を求める、それから警鐘を鳴らすべきところはこれはやはり警鐘を鳴らすという、そういう姿勢こそが私は必要であつて、そういう意味では、残念ながらいままでの御答弁の限りでは、これはお気の毒ですけれども、政府には物価対策に対して打つべき手がない、打つべき手を持っていないと、こういうぐあいに断定されても私は言いわけできないような気がするんです。そういう意味で、これ以上深追ひはしませんけれども、もう一回、総括をして、政府の姿勢についてお伺いをしたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 政府の姿勢と申しま
すか、物価問題を非常に重視し、物価安定を第一
義的な政策の重要課題とするということは、先は
ども申し上げたようなことでございますし、四月
十三日に七項目の対策を発表し、またこれがフォ
ローアップを毎月やっていくということをやつ
ておることも申し上げましたわけでございます。
そこで、この効果があらわれていないじゃないか
とおっしゃられると、まさに現時点では物価がこ
れだけ上がっているんですから、そうおっしゃら
れることは私はやむを得ないと思います。しか
し、政策の結果というものは、いまあらわれてい
るのは実は昨年の結果がこへ来ているのだと思
うのでございますが、私ども一月から非常に一
生懸命いろいろな金融施策等において引き締めを
やってきた、あるいは財政の吟味、調整をやつた
というような結果が今後あらわれてくるというふ
うに思つておるわけでございます。現に、どうも
政府はちつとも国民に知らせないというお話がご
ざいました、これはわれわれの知らせ方をもつ
とくふうを要するのかもしれないけれども、毎
月経済企画庁は非常に警鐘を乱打しておるわけで

ございます。たとえば有効求人倍率が一・六七という非常に超完全雇用の状態になったとか、あるいは日銀券の発行残高が二七%ふえておるとか、あるいは百貨店の売り上げ高が三割前年度に比して上がったとか、これはいまだ史上最高の売り上げ高であるとか、要するに消費が非常に旺盛である、あるいは生産活動が非常に旺盛である、そういうことを何とかしないと、これは物価のほう

がなかなかたいへんですよということも申し上げるつもりなのでございますが、これは私どもの努力がまだ足りぬのでいろいろ御叱正をいただきたいと思います。ただ私ども、非常に困っておりますというのか、予期に反しておると考えておりますのは、実は、円がフロートしまして、このデフレ効果というものを私は多少期待しておったわけでございますが、あいにくと、穀物の世界的な不況とか、あるいは世界的なインフレとか、そういうような影響をまともに受けておるようでございます。その点からする効果があまりないという点はどうも困ったものだと思っております。

○中村利次君 やはり、対策といいますが、打つ手というものは、そう直ちに、忍術あるいは奇術を使うように即効性がないということはおっしゃるのとおりです。だからこそタイミングを逸しないところの対処というものが必要になってくるんですけれども、やはり、たとえばいまのこういう事態にいたしたにしても、もう去年から大体予見をされていたのに対して、政府の打つ手がやはり当を得なかったという、そういう見方が——まあ見方があるというよりも、現実にはそういうことだから、対策を誤ったからこそ今日のこの事態があるんだと思えますから、ですから、どうもやはり、こういう国民感情からすればかみ合わないものが私はあると思うんですね、現在も。そこで、現在の物価上昇は、これは、これは何も単純な原因によるんじゃないくて、種々の要因がからんで、複合インフレの様相を呈していると思うんですけれど

も、まずこの原因をどういうふうに分析されておるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(小島英敏君) 現在の消費者物価上昇のよってきた原因が卸売り物価上昇にあるというところは先ほど申し上げたところでございまして、卸売り物価が基本になって、そのほかにごく最近では野菜の、キャベツ等の暴騰が加わっているというふうな理解しております。

それでは、この卸売り物価のほうは何かということでございますけれども、これはやはり、一つは、一昨年半ばのニクソンショック後の経験が、これはもう初めてのことでございまして、一部の学者を除いてはみんなが、やっぱりこれは相当な不況になるだろうというのが一般的な見通しでございまして、これをやはり不況を克服しなければいけないということから、ひとつ大きな政策目標として掲げられ、さらに昨年の後半以来になりますと、再度の円の切り上げに迫り込まれることは何としても避けなければいけないという政策目標が加わって、財政、金融両面から景気の振興がはかられたわけでございます。ところが案外、大臣も言われましたように、レート調整のデフレ効果というものが大したことがなかったというところもあり、景気がやはり過熱状態になってきているということが一つの大きな原因であると思

います。それに加えて、第二に、海外インフレと申しますか、日本のみならず先進国を中心に各国がいずれもインフレ傾向で、景気が過熱状態にございまして、そのために一般的な海外物価の騰貴がありまして、さらに最近では穀物が、天候の不良等の原因から穀物不足という深刻な事態が出てまいりまして、それにさらに羊毛等の繊維原料についても非常に不作が重なるというふうなこともあり、さらにエネルギーを中心とした資源の不足という、これはかなり長期的な問題でございまして、これも、そういう問題も加わって、非常にやはり海外からの輸入価格が高騰し、しかも将来とも高騰するであろうという思惑を生じたわけござ

います。

そこにさらに第三の要因といたしまして、一昨年のレート調整のときの外貨の買いささえをもとにいたしまして、その後の景気振興策に基づく信用膨張等が加わってかなりの過剰流動性を発生しまして、これが先ほどの海外価格の上昇見込みと加わって思惑を生じたわけでございます。これがやはり昨年後半から最近に至る仮需要、商社もそうでございますし、国内に入りましてからの流通過程、問屋あるいは小売店、さらにことしの三月、四月ごろには消費者もその波に巻き込まれましたが、非常にこの仮需要が増大して、このための需給ギャップが幾つかの商品について非常に顕著に出てきたということがあるかと思えます。これらの要因が加わって、さらに最近では、やはりコスト面からの賃金上昇を通ずるコストアップ要因も次第に加わってきているというふうな点も無視できないわけでございます。それからもう一つ、言い忘れましたが、過剰流動性からまいりました一種のストックインフレと申しますか、土地や株式に対する投機的な需要というものが加わって、非常にそういうストック価格が急暴騰したというところもあるわけでございます。これらの要因が加わった非常に複合インフレと言われているように思っております。

○中村利次君 おっしゃるのとおりだと思います。おっしゃるもののほか、たとえばデマンドシフトの問題もございまして、あるいは複合カルテルの問題もこれはやはり物価問題には相当の影響を持っております。そういうことになりましますと、やはり所管省庁の需給見通しの狂いなどが明らかにこれは市価の高騰に拍車をかけているということも言えるんですね。いま御答弁の中で御指摘になりましたけれども、たとえば木材等についても、建築着工が、前年度の二〇%の伸びに対して、生産は前年並み、仮需要の増大等も来まして、たいへんなこれは高騰どころか暴騰を来ましておる。こういう需給予測の狂いが思惑を

呼んで暴騰の要因をつくっておる。あるいは不況カルテルの面では、鉄鋼、セメントなんか、市況の回復を正確に見通せなかったから、不況カルテルをそのまま続けて生産調整をした結果が、たいへんな物価高騰を現出しているわけですね。そして鉄鋼の決算なんかは、これはどうも新聞種になるぐらいたいへんな好決算をしておる。ところが、物価は高騰をして、国民にとってはまことに痛手がまんのならないようなそういうことになっておる。セメントのごときは、何か正式のルートじゃなくて、顔をきかして買いつけに行かなければ、もう建築資材そのものが、建築会社も仕事ができなくなってしまうというふうな、そういう異常なまでの状況が所管省庁の需給見通しの狂いによって生じておるわけですね。結果としてそれが全部国民に犠牲がしわ寄せをされておるわけでありまして、そういう面がある一方では、公共事業投資を中心として大型予算が組まれて、そしてますますこういう状況に拍車をかけておるといいます。そういう現実があるわけですが、これを要約いたしますと、政府の姿勢はまさにこれは一貫性を欠いて、国民に不安と不信の念を与えているということに尽きるところでございまして。そういう意味では、新設の物価局が、価格の調整と同時に物の需給見通し等に対してどの程度の権能を有し、どの程度の影響力を持てるのか、これはひとつそういう意味で、現実にお答えをいた

だきたい。○政府委員(小島英敏君) おっしゃいますように、先ほど私申し上げました物価高騰の原因の中に政府の需給見通しの狂いがあったのではないかとおっしゃる点は確かにそのとおりでございます。そして、鉄鋼のカルテルの問題あるいは木材の問題等が典型的な例であると思っておりますけれども、特に、最近の一般的な建設資材の高騰というものは、やはり予算の規模というものと個別の物の供給能力というものと見合いがどうも不十分であったという点も確かに反省しなければいけない点であらうかと思えます。したがって、今後やはり企

画庁のみならず物資所管の省庁が一丸となりまして、各物資の需給見通しというものの正確性を期そうということ、先般来非常にそういう強い決意で立ち向かっているところまでございまして、木材等につきましても、従来ですと林野庁が大型翌年度の需給見通しを立てていたわけでございますけれども、最近では、この間の経験にかんがみまして、企画庁といたしましても、あまりいままでは個別の物の需給見通しには関与しておりませんでしたけれども、最近では、特に木材のような重要なものにつきましては、一緒に研究会を開いて検討しておるわけでございます。これは、まあ物価局ができませんれば、さらに現在よりも人員も拡充されますし、なかなか一〇〇％手が及ぶところまで人員が十分であるとは申せませんけれども、現状に比べますとかなり陣容も強化されますので、十分これは、直接の所管は物資所管庁でございまして、私も、私どもも重要な物資につきましては十分一緒にこういう問題について検討してまいりたい、こういうふうに思っております。

○中村利次君 これはある意味ではまさに自由経済の危機だと思えますね。木材等については、価格操作をやらうと思えば商社でできるような、そういう状態です。ですから、業界で、あれは委員会というんですか、何かとにかくそういうものをつくって、来年度の需給の見通しを立てる、その上に基づいて輸入計画を立てるということになっておるようですが、これには建設省もオブザーバーみたいな形でやはり出ていらつしやるんですね。ところが、去年のまさにこれは暴騰というような状態に對して、私は業界商社が、何というんですか、木材価格が冷え切った場合には輸入を押えて、とにかくある程度の操作をするという、そういうことをやるのは、これは常識的にさういうことはあり得ると思うのだが、やはりその所管省からさういうものにお入りになっていて、なおかつああいう暴騰を招いたという点については、これは私は政府の責任というものは重大だと思ふのです。だから、そういう点について、やは

り権限や影響力、権能、まあ各省庁に対して、関係省庁だけでも、物価関係を持っているところだけでも十省庁ある、その他関係省庁に対してやはり勧告権がある、あるいは正式に、口頭じゃなくして文書でいろんな資料を求める権能を今度はお持ちになる、総理に対して総合対策として意見具申の権能をお持ちになる、そういうものを駆使して、いま私が、たった一つの例にすぎませんけれども、そういう問題に対して介入をして、国民の納得できるような権能、影響力というものを行使され得るのかどうか、そういう点いかがですか。

○国務大臣（小坂善太郎君） 物価局ができますことと直接の関係はございませんけれども、別に審議をいただいております例の売り惜しみ買いだめ規制法、あれに関連いたしました物価調査官というものができるとございます。これは通産、農林がおもになると思いますが、経企庁でももちろん出るわけでありまして、これは物価局長がおそらく中心になりまして、物価の問題の現実の把握をしながら適時適切なる施策をとること

になると思いますが、そういう場合には、いまの御指摘のような点が、従来全然手の入らなかつた点に触れてきて効果があつたのではないかと私は期待しておるわけでございます。

○中村利次君　これは大いに期待をしたいと思つます。そうでなければ、私はやはり経済政策そのものが、これはどれくらいことになるという危機感をも非常に強く持つておるわけであります。

そこで、物価をこれほど深刻な問題として対策を困難にしているのは、いろいろな要因があるにしましても、しょせんは、まことに失礼ながら、これは政府の経済政策が成功しなかつた、失敗であつたということを率直に認識しなければならぬ、いと思ふのです。こういう認識に立たなければ、私は次の正しい対策というものは生まれてこないと思ふのです。

そういう意味からしますと、これは経企庁にも関係ございますけれども——大蔵省お見えになっていきますね。大蔵省にお伺いをしますけれども、

超金融緩和と政策がとられました、おとし——去年からですね、先ほど大臣からも御答弁ございましたけれども、これは、私は超金融緩和と政策をおとりになった時点においてはそれなりの理由があったと思う。ところが、これが結果としてどうなったのか、もう一回大蔵省の立場から、超金融緩和と政策をなぜおとりになったか、あるいはその結果がどうなったのか、お伺いをしたいと思います。

○説明員(徳田博美君) お答えいたします。
先生の御指摘のように、昨年まで二カ年間にわたり金融緩和と政策がとられたわけでございまして、この間かなりの量のいわゆる流動性が供給されたわけでございます。この額はいろいろなもので推しはかられるわけでございますが、一つの指標といたしまして、現、預金の増加額、いわゆるM2の増加額で見ますと、四十四年度が年度間七兆一千億の増加、四十五年度が八兆三千億の増加に對しまして、四十六年度が十三兆二千億、四十七年度が十七兆一千億と、大幅な増加が行なわれたわけでございます。

ただしかながら、このような金融緩和と政策のもとに流動性が供給された背景といたしましては、先ほど企画庁からの御説明にもございましたように、四十五年末以来非常に経済が不況におちいりまして、その後ニクソンショックあるいはドルショック等ございまして、そういう意味で、景気の回復と、それから円平価の維持、あるいは黒字基調の改善、これが最大の政策目標になっていたわけでございまして、こういう最大の政策目標を達するために大幅な金融緩和と政策がとられまして、四十五年十月から六回にわたりまして、公定歩合は二%も引き下げたわけでございます。また、ちょうど去年のいまごろに当たりますが、預金金利の引き下げを行ないまして、もつぱら景気刺激を目的としてこのような政策が行なわれ、このような流動性が供給されたわけでございます。その結果といたしまして、経済は順調に回復いたしてまいったわけでございまして、やはり景気の

回復過程におきましては、このような流動性が一つの牽引車となりまして、景気活動は上にひっぱられるわけでございまして、十分に景気回復等のためにプラスの作用があったわけでございます。

ただしかながら先生御批評のように昨年の後半に至りまして、景気の急激な上昇に伴ひまして、御売り物価、その他経済のひずみがいろいろ出てまいりましたわけでございまして、こういう経済のひずみが出てまいりました時点において、これらのいわゆる経済的にプラスの作用をしていた流動性が、いわゆる過剰流動性という形でむしろマイナスの要素になる、こういうような状態になったわけでございます。したがしまして、本年度に入りましてから各般の金融政策がとられて、これに対する適切な引き締め政策が次々と打ち出されてきたわけでございます。このような経過をたどったわけでございまして、金融政策としては、そのときそのときに一応適切な措置をしたつもりでございしますが、ただ、先生御存じのとおり、金融、経済は生きものでございますので、結果としては、いろいろ御批判もあらうかと、このように存じ上げます。われわれといたしましては、先生のお話をいろいろ承りまして今後のいろいろな参考にとしたいと、このように考えております。

○中村利次君　これは、いまおっしゃったように、過剰流動性ですね、過剰流動性がどういう結果を生んだのか。それから、なぜ――流動性が景気回復の牽引の役割りを果たしているということはいまおっしゃったとおりでしょう。なぜ過剰になるという見通しが立たなかったのか。経済、金融というものは生きものであることは御指摘のとおりですよ。しかし、生きものだからこそタイミングをはずさない対策、手というものがこれは必要だし、それを求めているんですからね、みんなは。だから、そういうものがなぜ、タイミングをはずさない対策になぜなり得なかったのか。もう一つは、これは繰り返しますけれども、過剰流動性というものがどれほどやはり国民生活に大きな

犠牲と負担をしいる結果になったのか。私は、こ
ういう認識がやはり正しくありませんと、そして
その反省がありまないと、これからのたとえれば対
策を講じよう、手を打とうといつても、これはや
はり歴史は繰り返すで、また同じことじゃない
か。

それから、もう一つは、やはり何といつても、
これは国民の理解と国民の協力を得られなければ
ならないんです。これもおとといですか、この
前の質問で、前川委員の質問に対して長官からも
答弁がございました。いわゆる消費は美徳なりと
いう、そういう消費哲学そのものをやはり国民の
中から改めていかなければいかぬ。そういうこと
をやっていくということになりますと、これは国民
の理解と国民の合意の上にインフレ退治をやっ
ていかなければならないということになるんです
が、それには納得のできるようなやはり姿勢が前
提になるわけでありまして、失敗は失敗として、
あるいは現実に対した事態に対する反省は反省
として、私はやはり正しく国民の前にそれが示さ
れなければならぬ、それがまず前提である、こ
ういう立場から質問をしておりますので、そうい
う意味でお答えをいたしたいと思います。

○説明員(徳田博美君) お答えいたします。
幾つかの御質問のうち、まず第一に、いわゆる
流動性はどのような機能を果たしたか、作用をし
たかということでございますが、御承知のとおり
、日本の流動性というものは、いままでは、どち
らかという過小の状態と言われていたわけでご
ざいまして、むしろ外国のほうが流動性は豊か
であるということが言われていたわけございま
す。しかしながら、必ずしも、豊かな流動性を
持っている外国において、日本のような卸売り物
価の上昇あるいは土地の投機動きの多いものは
なかったわけございまして、日本におきまし
て、やはり流動性というものが一つの経済的作用
をいたしたものは、要するに企業なり個人が手
元にある資金を、それを直ちに使うことによっ
て、より有利な投資物件、あるいはより先行き取

益のあがる、そういうような投資目的があつたと
いうことが前提だつたと思ひます。昨年におきま
して、そのようないろいろ経済の実体面を上向い
てまいりましたときに、そのときに手元に容易に
右から左に調達し得る資金がなければ、経済活動
はそこで行なわれないわけでございますけれども、
も、そこでこのような流動性がたまたまあつたとい
うことで、その流動性がそういう経済の実体面
とマッチしたところに、そこにいろいろ問題点
が出てきたと、このように考えております。

それから、過剰流動性を、流動性がこのように
過剰になることを見通せなかつたのかと、こうい
う御質問でございますが、流動性を何によつては
かるかという問題はいろいろ問題がございませ
けれども、確かに、たとえば企業の手元流動性だけ
の数字を見ましても、四十四年ごろは一月月の売
り上げ高に對して企業の手元流動性を持っております
金、預金は〇・九七以下でございましたが、
四十七年になりましたと一・三ぐらいに上がつてい
るわけございまして、確かに手先の流動性は豊
かになってきているわけでございますが、ただ、
先ほども申し上げましたように、経済の活動がど
んどん伸びておりますとき、あるいは伸びすぎ
が必要であつた時点には、その流動性は過剰とは
言えない、むしろ経済の活動に必要な、あるいは
経済の回復を促進するのに必要な状態であつたわ
けでございます。そこで、経済の活動の実体
が動き過ぎて、卸売り物価の上昇、異常な上昇とい
うような問題ができて、初めてそこで過剰と言わ
れるマイナスの要素を持ったものに転化するわけ
でございます。

その転化した時点がいつかということをとらえ
まして、その時点を判断いたしました金融政策を
やるといふのが、これが適時適切に打たれた金融
政策と、こういうことになると思ふのでございま
すが、その点につきましては、確かに去年の夏ご
ろからそろそろ経済活動が行き過ぎの若干徴候が
見られるということもございましたので、すでに
日銀におきまして去年の七月から窓口指導を開始

したわけでございます。秋口に入りまして、確か
に卸売り物価が上昇したわけでございますが、そ
の原因につきましては、先ほど先生のお話にもご
ざいましたように、木材その他輸入されたインフ
レという面もございまして、必ずしもデマンドプ
ルだけではない。また、そのころの需要の諸要因
を考えましても、必ずしも企業の投資だけという
より、むしろそれ以外の要素がかなりあつたとい
うようなこともございまして、金融政策の発動は
まだ適当ではないというふうに考えられたわけで
ございまして、本年に入りましてから、そのよう
な要因が非常に形が変わつてまいりましたので、機
を逸せず準備率の引き上げ、それから続いて公定
歩合の引き上げ等を実施してまいりましたわけ
をいまして、そういう意味で、時期的にそういう変
化をとらえながら適時にやつてまいつたというこ
とだと思ひます。

○中村利次君 確かに金融政策はこれはそう単純
なものじゃございせんし、むしろ難しいんです
ね。これは金融引き締めが特に中小企業等に対
してどういう影響をもたらすのか、まあなかなか画
一的な政策では、これはまたかえつてひずみを大
きくするといふ面もあつて、むしろ難しいと思ひ
ますけれども、しかし、少なくとも実態からい
へんにかつ離れた経済金融政策であつたというこ
とは、これはもう断じて間違ひのないところだ
ね。

去年の早い時期にです、これはたつた一例に
すぎませんけれども、融資を受けて、そして期限
が来て銀行の窓口に戻しに行つたところが、それ
は返さぬでくれ——いや、これはもう必要なく
なつたから返すんだ——じゃあ、株か土地でもお
買ひになつたらどうですかと、こういう状態が、
もうそれは銀行の窓口では続いていたんですよ。
それが結果としてどうなつたかといふと、ね、
いまそれは公に発表された、たとえば土地価格が
三十何%の上昇なんていつたつて、東京のたとえ
ばマンションなんか見てごらんない。これは私
は土地価格の高騰だけが原因とは言ひませんよ、

やはり日照権の問題とか、えらい、特に東京は
たいへんにうるそうございまして、高層の建物
が建たない、建てさせない。そうなりますともう
既設のマンションなんか、ひどいところは三倍か
四倍に、いまだそれ続いてますよ。それは私
は何も大蔵省の金融政策だけが原因である、責任
であるとは言ひませんけど、そういう状態が続
いて、まさに国民、庶民にとつてはもう泣きです
よ。しかしながら、どういふ理由があるにして
も、国民がやはり目を向けるのは、これは政治で
すよ。政府の政策が誤つたからこういふこと
になつたんだと、政治不信につながつておると、こ
ういふ実態を、私がいま一つ一つの例にすぎま
せんけれども、そういう実態を御存じにならな
かつたとすれば、まさに私はこれは大蔵省とい
うのは国民からたいへんに遊離したお役所で、遊離
した政策をきわめて専門的に考へておられ、ある
いはいじくつていらつしやるというぐあいに考へ
ざるを得ないんですけれども、いかがですか、こ
ういふ点は。

○説明員(徳田博美君) お答えいたします。
金融政策につきましては、まさに先生の御指摘
のとおり、中小企業金融あるいはそのいろいろな
国民消費に与える影響その他も勘案しなくてはな
りませんし、特に昨年度におきましては、先ほど
申し上げましたように円平価の維持あるいは黒字
の縮小と、こういうことが非常に至上の命題に
なつておりましたので、その点でいろいろ問題
があつたことはまさに御指摘のとおりだと思ひま
す。したがって、いま振り返りまして、先生
の御指摘になつたようないろいろな問題点があつ
たといふことは、これはもうまさに否定すること
のできないところでございまして、その点はわれ
れも十分にこの点を研究いたしまして今後には生
かしていきたい、このように考えます。

○中村利次君 だんだん時間がなくなつてきま
すので、大蔵省に対する質問を一括して質問をし
たいと思ふんですが、国際通貨、それから日本の収
支ですね、これは私は相当の危機感を持っている

わけです。国際通貨の中期、長期の見通し等については相当な危機感を持っていますし、また、わが国の国際収支——いまは黒字対策、黒字をどう減らすかということを言っています。これは大体の国会議論は通りがよいようであり、黒字を減らすけれども、これは将来見通し、中期、長期の見通しからいいますと、私は必ずしもそんな単純な問題ではないという、相当の危機感をいまから持っています。けれども、こういう点についての現状と、それから中期、長期の見通し、それから加えて、いまは変動相場制にあるわけであり、変動相場制の功罪等について、あるいはその変動相場制と固定相場制の功罪等について、あるいは見通し等について、これはまだ時間があればじっくり伺いたいところですから、けれども、ひとつ一括してお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(藤岡昌佐夫君) 国際収支の問題と国際通貨制度の問題とそれからフロートの問題、その三つについて簡単に御説明申し上げます。

まず国際収支でございますが、最近の実情は、これは先生よく御存じのことと思ひますけれども、三月ごろから様子が変わってまいりました。まあ従来黒字対策を一生懸命努力してまいりましたわけでございますが、二回の実質的な切り上げと、それから国内の景気の振興と相まちまして、貿易収支が変わってまいりまして、で、一—五月の数字で申し上げると、貿易収支が十五億六千八百万ドルの黒字ということになっております。前年の同期が二十九億ドルの黒字ということでございますから、黒字幅は非常に減ってきた。なお、私も、国際収支を、国際比較をいたします場合に、よく経常収支の項目で見ているわけでございますが、それはここの一月から五月までで四億ドルの黒字、昨年同期は十六億ドルの黒字であったわけでございますから、たいへんまあ減ってきたわけでございます。ただこれは、減りましたか

らそれでは今度はたいへんかという御懸念かと思ひますが、まあ黒字が非常に多くて、何とかしてこの黒字を減らして、日本自身のために、また国際的な協調のために尽くしたいということ而努力してまいりました。その効果がよく出てきたわけでございます。ここで急に、黒字はこの程度減ったから従来の政策を変えなくちゃいけないということにはすぐにはならないんじゃないかという気持ちでございます。

それから第二番目に、国際通貨制度の問題でございますが、これは昨年のIMFの総会以降Cトゥエンティというコミティーをつくりまして、そこで通貨制度の改革の論議を進めておるわけでございます。五月の下旬に——最近でございますが、五月の下旬にCトゥエンティの代理会議をいたしまして、従来通貨制度改革の主要項目について一通り当たってまいりましたわけでございます。で、それまでの論議の結果を踏まえまして、いま事務局のほうで通貨改革の案、原案みたいなものを作成しつとあると聞いております。それを見ましても、もし大臣会議をする必要がございますれば大臣会議を開くというふうな段取りを考へておりまして、一応いまだところはそのナイロビのIMF総会までに何らかのまとめをしたいという気持ちでございますが、まあ七月に行なわれまう大臣会議の結果を見まさんと、どこまでいっばな案がまとまるかというところについてはいまだ予測は困難だという現状でございます。

それから三番目に、フロートの問題でございますが、まあ日本の場合には二月の十四日にドルの切り下げ、それから欧州主要通貨の現状維持と相まちまして、国際収支不均衡を是正する一つの手段としてフロートに移行したわけでございますが、その後三月十九日からマルクの三%切り上げとともに、ECの幾つかの国がいわゆる共同フロートに移ったわけでございます。二月の通貨調整は確かに従来のような基礎的不均衡を為替相場によって直していくというタイプであったわけでございますが、三月の通貨危機は、ドルに対する不安とい

いますか、スベキレーションに基づいた危機でございまして、その收拾の一つの形として、多くの国がフロートに移ったというところでございまして、日本はたまたまその前からフロートをしておりましたので、同じようなフロートが続いたわけでございますが、通貨制度の面から見ますと、このフロートの意味は若干異なってきたんではないかと思ひます。通貨制度のたてまえから言いますと、私もどちからかと言え、安定した、調整可能な固定相場制をとるほうがいいんではないかというふうに感じておりますが、とにかくヨーロッパのほうがいわゆる共同フロートいたしました。ヨーロッパのほうから言え、自分たちは相互の通貨は固定化しているのだ、フロートしているのはアメリカのほうだという感じを持っておりまして、あるいはアメリカのほうは、逆にドルのほうは従来どおりで、ヨーロッパのほうはフロートを始めたのだと、こう言っているのかもしれない。したがって、円は非常に微妙な立場にあるわけでございます。固定相場に——いま申し上げましたように、長期的な問題としては固定相場がいいのかもしれないが、いますぐ戻ろうとしても、じゃ何にひつつくのかというふうな問題もありまして、いままたま全面フロートで、二、三か月間小康状態があったわけでございます。通貨改革への意欲も若干衰えたのかもしませんが、現状としてすぐに固定相場に戻るといふのはむずかしいんではないかと思っております。

○中村利次君 これはたいへん重大な問題であります。国際通貨のあるいはわが国の国際収支の現状に対する認識と中期、長期の見通し、残念ながら私は大蔵省の認識なり見通しに必ずしも同調できないような点がありまして、大いにこれはひとつまだ質問を続けたいと思ひます。また大臣にもこれは関連して御質問をしたいと思ひますけれども、委員会の秩序を守るために、私はあと十分くらいで質問を終わりたいと思ひますので、したがってこれはまたいずれかの機会に譲る

ことといたします。

次に、価格協定による協調値上げなどに対して基本的な態度をどういうぐあいにお考えになつておるか。これは管理価格がきわめて明確な場合はやりようがあると思ひます。公取お見えになつております。ところが、やはりだんだん寡占化しつつある産業の実態で、立証困難な、たとえば共同行動等によって価格協定にひとしいような効果をもつて消費者不在の価格形成が行なわれる可能性というものがあるわけですね。たとえば一例をとりますと、ビールなんかでは、シェアはこれはキリンが圧倒的なシェアを持っております。そこで、たとえばアサヒならアサヒが価格値上げをする。これは何も管理価格でもなければ別に話し合いをした結果でもないでしょうけれども、しかし全然値上げの必要のないようなキリンもこれには同調する、結果としてこれはやはり共同行動でビールの値上げが行なわれるという結果になるわけですね。ですから、公取に対して私どもはやはり厳正な独禁法の運用を求めるのは当然であります。こういうような、なかなかどうも公正取引委員会としても何ともやりようのないむずかしいような問題に対してどういうぐあいにお考えになるのか、あるいはこれに対する何か対策をお持ちか、お持ちでなかったら何か立法措置等必要とお考えなのかどうかですね、そういう点について伺いをいたしたい。

○政府委員(吉田文剛君) 管理価格、いわゆる価格カルテルを伴つております管理価格——管理価格の定義はなかなかこれはむずかしいところがございます。きまつたものはございませんけれども、価格カルテルが背後にある管理価格でございます。そのカルテルをつかまえて、これは不当な取引制限ということで、やれるわけでございます。過去におきまして、これはガラス、板ガラスの業界に対しまして、昭和四十六年に価格協定で勧告審決をしております。ただ、しかしかりにカルテルを伴つておるにいたしまして、その立証が非常に困難な場合がございます。まあ特に寡占業

界におけるカルテルにつきましては、証拠の収集、いつどこでだれが集まってきたという一体内容の話し合いをしたのかというような証拠の収集が困難というところは考えられるわけでございますが、この点は非常に苦勞しておるわけでございますが、これに対処するためには、立ち入り検査をより広くする、あるいはメーカーのカルテルの場合に、流通段階にまで審査の手を広げるといふような方法をとっておりますし、さらに直接証拠だけではなくて、間接的な状況証拠といふものの活用もはかつてきておるわけでございます。しかしながら、そういう価格カルテルを伴わない、いわゆるブライスリーダーのような管理価格、それによつて生ずる管理価格、たとえばビールの場合はどうでございますか、これは実態を見ないとわかりませんけれども、価格カルテルもない、あるとすればブライスリーダーではなからうかといふような場合に、これを独禁法でいかに規制するかといふのは、いわゆる管理価格——私はビール業界といふのは寡占業界で、そこで発生する価格は管理価格ではないかと思つておりますけれども、そういうものに対して、いま現在独禁法ではこれといった手がなくございまして。

ただ管理価格問題につきましては、以前から精密調査あるいは監視調査等によつて実態の把握は行なつてきております。現行の独禁法でできるものはこれは規制をしておるわけでありまして。たとえば不当な競争制限行為とか、あるいは競争阻害行為がある場合には、それに対して独禁法違反として措置した例はございます。先ほど申し上げましたガラスであるとかあるいは食用かん詰め、こういうものに對しては現に規制をしてゐるわけでございます。ただ非常に、それは申しまして、全部が全部これを現在の独禁法で規制できるわけではございません。しかし、いま直ちに独禁法を改正すべきかどうかといふことは現在のところ考へておりませんが、しかし、先日の独占禁止懇話会におきまして、昔の独禁法にございまして

第八条、つまり不当な事業能力の較差、事業者間に事業能力の不当な較差がある場合、営業の一部の譲渡であるとかいふようなことで企業分割できるといふ規定が昭和二十八年まではあつたわけでございますが、それがどうも管理価格対策としては最後の、きめ手としては最終的なものではなからうかといふような意見の一致がありまして、私も思います。それに乗つていくといふことは考へておりませんが、この点につきましては真剣に、旧第八条の復活については真剣に検討していくように努力をいたしたいといふふうに考へておるわけでありまして。

○中村利次君 これは時間もかけてもつと質問を続けてみたいところですけれども、最後に、いまの問題も含めてこれは大臣、お答えをいただきたいのです。全部まとめて申し上げます。いまの問題に加えて企業の行動基準、モラル等の問題がいまかましくなつております。特に商社活動といふのは、これは木材、大豆あるいは各種商品のみにとどまらず、水産、漁業に対してまでたいへんなやほりアニマルぶりといふのが指摘をされております。そこで、私はこの間の前川委員の質問とそれに対する長官のお答えに関連をして、法人税の累進課税の問題で、もうたいへんに、これは私は国民的に言いますと期待の多い課題だと思つたのです。ですから、これはいろいろなものがあるが私には関連をしておると思ひます。不当な利益に對して、とにかく個人のたとえば勤勞所得なんかは累進課税、あらゆる所得は累進課税であるのに、法人といふのはそういう制度をとつておらない。少なくとも私は、やはりたいへんに不当と思われ

る——不当といふよりも過剰ですね、過剰な利益に對して累進課税を課するといふのは、私は、これは税の公平の原則からいっても当然のことだと思ひます。これが税法のたてまえから非常にむづかしいとか、課税金制度を導入すれば可能なのかどうかといふ議論なんというものは、私は、まさにこれは国民感情を無視したものでありまして、たとえば株式の配当にしても、私は、これはどの程度が正当であるかといふことはよくいたしましても、片方では一割、あるいは一割二分、片方では五割ですね、はなはだしきに至つては、一〇〇%、十割の株式配当といふものも、これ、ゼロではないですね。三割、五割なんというのはいばいある。だから、こういうのが、私は、はたして企業にとつても、あるいは産業にとつても、何もこの国民、庶民の立場から見るとそのことがいへないじゃないやなくて、いま、その企業のモラルについて、これは産業界、財界からいへんにや

はり問題になつておるところですね。だから、そういう問題を含めて、私は、この配当の問題にしても、あるいは法人税の累進課税の問題にしても、もつとやはり野党的立場とか、国民的、庶民的立場といふことだけではなくて、政府の立場、あるいは産業の立場、企業の立場からいつても、私は、企業を正當に、正常に守るといふ立場からいつても、こういうのは当然ではないか。不当はもちろん、過剰な利益に對して、どうも自由主義経済では、そういうのは野放しであるといふ考え方自体が、はたして企業の今日以降の存立にプラスになるのかどうか等を考えますと、何らかのや

はりこれは対処といふものは当然必要であつて、まあ小坂経企庁長官は、自民党の中でも国民がたいへんに期待しているお方だろふと思ひますけれども、まあ、せめてこういうものぐらひはぱつちりひとつおやり願ひたいという期待を含めた質問をいたしますと、これは最後ですからもう一つ。

流通機構の問題は、これはいつもやはり物価問題にはついて回るといへんな重大な問題です。いろいろな複雑な流通機構で、たとえば先ほどちよつと大蔵省の答弁の中にもありましたが、キャベツが片方では腐つていても、消費地では安く買えない、いろいろな問題があります。ところが、量産店、スーパーマーケットなんかでは、流通機構の一部を、何というんですか、素通りすることによつて、やはり庶民にとっては魅力のあるような商売をやつておる。ですから、こういうものを含めて、流通機構にやはり抜本的なメスを入れるべきであるといふのは、これはいまや相当有力な主張になつておると思ひますけれども、こういう問題を含めて御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○国務大臣(小坂善太郎君) 三つの問題でお答えを申し上げます。

まず最初の寡占的産業における価格形成の問題でございますが、ただいま公取のほうからお話がございましたように、独禁法の適用を非常に厳格にいたしまして、その動向を監視するほか、やはり消費者に對して寡占に對する正確かつ豊富な情報をこちらとして提供いたします。消費者の見る目といふもので監視をしていただくといふことを考へておるわけでございます。寡占的な産業におきまする協調値上げは、これはどうも、公取のほうのお答えがございましたように、非常に現状をつかみにくいといふ点がございまして、やはり従来、企画庁といたしましては、物価安定政策会議の特別部会といふのがございまして、これ

査会長のほうにもそのことを申し入れまして、これは政府の税制調査会の中におきまして、やはり討論の項目として取り上げられておるといふふうに聞いております。私どもの属します自由民主党に属していても、税制調査会長あてに申しましたと同様なことを翌日申し入れてあるような実情でございます。

第三番目の流通機構の問題でございますが、これは実にむずかしい、まあある意味で聖域のようなものがございまして、事柄は、やはり日本の人口が非常に多いという点から来ておるといふことがございまして、何かこの人口問題を流通機構の複雑さの中に配慮をしていくというような考え方が一部にございました。そのままだと、いままでたつても流通機構の近代化ができていないわけでございますので、政府といたしましてこの近代化のためにいろいろのメスを入れるべく、予算的な措置もいたしております。あるいは産地の直通——産直方式により、あるいはその貯蔵設備をつくつて、そして余分なルートを経なくともいいうようにする問題とか、それから市場そのものをいろいろ、たくさんつくつたり、その機構を簡素化したります、まあいろいろな問題をやっておるわけでございます。ここで一昨日も御議論ございました。転送などという問題も、全くその一つの典型的な形とも思えるわけでございます。私どもとしては、この問題にできるだけの近代化のメスを入れていくように考えておる次第でございますので、中村委員におかれましては、今度はいろいろとまた、何かと御注意、御指示をいただきたいとお願ひを申し上げる次第であります。

○上田哲君 私は、いわゆる大企業から各官庁に出向をされている数多くの社員並びに部員の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。これについては、かねてから何回の論議が行なわれておりますけれども、政府の御答弁がはなはだ不十分でありますので、私もその点をひとつ踏まえながら御意見を伺つていきたいと思ひます。

す。これまでの討論の中で明らかになっておることを簡単に押えておきたいのは、まず、こうした社員、部員たちは公務員ではない、しかし、一定の実務には携わつておると、こういうことのように理解をしておりますが、それでよろしいんですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) ただいま御設問の問題につきまして、よくあらましを、事実を申し上げますと、今日、民間企業から、五十一社の企業から……

○上田哲君 いやいや、もうそれはわかつていますから、私の質問に答えてください。

○国務大臣(小坂善太郎君) じゃその問題をやめまして……

従来、他の委員会でお答えいたしておるのでございますが、これは非常勤の国家公務員と見ておるわけでございます。

これの扱い方については、どうも二十五年の経緯がございまして、経済安定本部時代からずっとやつてきておる問題でございますので、いろいろな見方がございまして、一種の味わいのある制度であるということも言えると思ひます。いろいろな御指摘を受けると、どうも何か問題になり得る問題をかかえておるようにも思ひます。そこで、私の気持ちを申し上げますと、やはり総理府の人事局と人事院と行政管理庁とよくひとつ考へてもらつて、何かやはりこの問題について問題になるようなところを避けて、そしてこういう形ならどうだという案をつくつていただくのが一番よろしいのではないかと、こういうふうに考へて、実は政府内部のことではあります、さういふお願ひをしておるということでもあります。

○上田哲君 これまで私も承つていた理解では、これは研修要員であるということのようでありました。非常勤の国家公務員というお話ですね。しかし、これは身分は全くいかなる公務員法から出てくるものでもない。分限もない。そして給与はそれぞれの親元の会社から出ている。こういう非常勤の国家公務員というのはあるんですか。

○政府委員(高橋英明君) 私ども、長官が持つております公務員の任命権を次官に委任いたします場合に、その委任するのを、公務員法の五十五条に基づきまして、人事院に書面をもって提示しております。その次官の任命行為の中に非常勤の部員の任命というのを書いて提出しておりますので、私どものほうは一応認知されているものと考へておるわけです。

○上田哲君 これはたいへん進んだというのか、深まったというのか、新しい見解ですね。つまり公務員法における根拠法規をお示しになったんだけれども、じゃ、分限、責任、管理体系、ひとつ御説明をいただきたい。

○政府委員(高橋英明君) 国家公務員法が適用になるといふふうに考へております。ただ、非常勤職員の場合、条文によつては適用を受けない条文もあると聞いておりますが、守秘義務とかさういったものは適用になるといふふうに考へております。

○上田哲君 一番わかりやすいところは、非常勤国家公務員、これは給与を払わなければなりませんね。

○政府委員(高橋英明君) 給与を払わない非常勤国家公務員があるというふうに聞いております。

○上田哲君 人事院、ほかにさういふ例はありますか。

○政府委員(茨木広君) 給与法の二十二条の一項に、委員、参事、顧問その他人事院の指定する者について、人事院の承認を得た範囲内で給与を払ふことができる、こういう表現をとつておりますので、その逆解釈をいたしまして、給与を支給しない場合もあり得ると、さういふような見解をとつておるわけでございます。

○上田哲君 四月の二十四日衆議院内閣委員会において、長官は、これは公務員ではない、研修要員であるということをお答弁になつておられるわけですね。今日の御答弁は明らかに違つたわけですね。

解釈は変わったんですね。

○国務大臣(小坂善太郎君) 研修的な仕事をしておるといふふうに申し上げたように記憶いたします。身分について公務員でないとは申し上げないと思つております。

○上田哲君 ことばじりのところはさういふひとつ追いかけていくことにしますが、さうすると、これは非常勤であるけれども国家公務員なんです。国家公務員であれば、先ほどの官房長の御答弁のように、すべての権限、責任、これは国家公務員法の中でびつたり一致するわけですね。さうですね。さうするとはなはだ常識的におかしいことは、いわゆる大手の大企業、全部名前をあげてもよろしいけれども、重複するからよしよし、さういふ大手の大企業、何とか生命であるとか何とか電力であるとか、何とか重工であるとか、さういふところから給料をもらつて出てきておる明らかな——その社のほうは出向社員と呼んでおる。向こうのほうは出向社員と呼んでおるものが、非常勤の国家公務員であつて、それが国家公務員法に規定する分限をちゃんと背中に背負つた仕事をするということは一休正しいことではあります。

○政府委員(高橋英明君) 長いこと続いておる制度でございます。さうして、かつて安定本部時代には非常勤の国家公務員制度であるといふふうに認定されておりました。それからさうして、さういふものとして了解しておりました。

○上田哲君 さういふものとしてついでに二十数年間了解してきたつもりだが、今日においてはこれははなはだおかしいではないか。たとえば、国家公務員法に規定する機密保護の問題——一年前あなた方非常に問題にされた機密保持なんということがさういふことでございますか。籍は明らかに親元の企業の中にある人、その人を公務員と呼びならわして二十何年の慣習であるからいいですというところの中で、たとえば機密保持は考えられませんか。責任が持てますか。

○政府委員(高橋英明君) 機密は保持され……まあ機密というものは企画庁にございますかどうか問題でございますけれども、機密は保持されているものと信じております。

○上田哲君 ふざけちゃいけない、あなた。そんなばかな答弁ありますか。官房長たるものが企画庁にはマル秘の判を押したものがあつかないか知らぬのか。まじめに答えなさい。あるかないかわからぬのか、官房長たるものが。あるかないかはわからぬが保持されているものと信じておりますなどという、そんなばかばかしい答弁で答弁に長と思いませんか。長官からお答えなさい。官房長ごときは答弁能力ない。

○国務大臣(小坂善太郎君) このいま問題になっている諸君は、年齢は平均して二十八歳ぐらいで、二年ぐらいたつと帰っていく。したがって、やらしてやる仕事は大体調査、たとえば翻訳をやつてもらふとか、あるいはいろいろな資料の数字を集めてもらふとか、そういうようなことがおもなように承知しております。したがって、こういう諸君にいわば決裁をするような仕事をやらせるつもりは全くございませんし、現にやらしていません。

そういうのでございますし、まあ企画庁の仕事というものは、私は今後もつくるまいと思っておりますが、いわゆるマル秘というのはいないんです。全体にこう非常に公開する性質のものでございまして、資料は国内、国外の資料を集めて分析して出さうでございます。これは事実多いんです。したがってそういうものもないし、しかも、扱わせている仕事はいま申し上げたように非常に調査というふうなことが主でございますので、その面のいわゆる機密漏洩というふうな意味の心配は私はないと思いません。現にないものと思っております。

○上田哲君 経済企画庁にA B Mの機密に関するようなものがあるとは思ってありません。しかし明らかに、たとえばデータあるいはプログラム、経済企画庁としてはその段階で外に出すことができないマル秘の文書やデータがあるんじゃないですか。ないとおっしゃるんですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 結果が出て発表するまでは部内で承知しておるというものは、これはございます。しかし、その段階で外へ出せば非常に困るかと、そういうものはないということでございます。

○上田哲君 それじゃ経済企画庁長官、はっきりお約束をしましょう。経済企画庁では今後一切のマル秘文書というものはおつくりになりませんか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私が在任している限り、つくりません。

○上田哲君 もう一つ。今日まで全くありません。

○説明員(内野達郎君) 昨年、機密文書の取り扱いが問題になった時期に、庁内に機密文書がどういう形であるかというところを調査したことがございまして、そのときの段階では、企画庁各局ともいわゆる機密文書はないという、そういうふうな結論でございました。あと、いま大臣がお話になりましたように、発表前の取り扱いをどう注意するか、どういうふうなデリケートに扱っていくか、そういうふうな問題はございまして、それからもう一つは、例の統計法関係で、各会社の個々の調査については取り扱いを注意しなきゃならない、そういうことはございまして、ただ、これもいわゆる国家機密とか、そういうこととたぐいで取り上げる問題とちよつと性格が違います。あとは人事関係の資料でございすけれども、これもまあ取り扱い注意の資料という、そういう形で指定しております。したがって、現在段階における経済企画庁の資料は、取り扱い注意の資料はございすけれども、いわゆる秘密文書というものはございせん。

○上田哲君 傍聴席は少しうるさいから、委員長、静かにしてもらいたい。

いいですか。防衛庁で必要とするようなマル秘文書があるなどと思っております。同じ庁でも、経済企画庁に、いまお話しになったように、一定の結論が出るまではみだりに外に触れては混乱を招くであろうというふうな取り扱い注意文書等々のものであるではありませんか。そういうものが全くないなどという常識的でない話は通しません。いいですか。たとえば、一体公害の規制基準をどこでどういうふうに出そうとか――規制基準ではない、ありましよう、ランキングをどうしようとか。それをあなた一月前にわかつたら、投機にも役立つじゃないですか。そういう問題というのはみだりに――たとえば一つの白書をつくるのだから、草案段階で公にされては困るということがあるじゃないですか。ことばで何とかまかせよう、マル秘文書があるとかないとか、マル秘とは何かという議論になれば、九万点あつたんですから、一年前に私もそのことでもう一生懸命になって、目玉を三角にしてやつたんですから、その議論を経済企画庁を舞台にしてやろうという話は別です。

時間省略するからそれは先へ行きませうけれども、具体的に伺っておきたいのは、そういう中で、そのクエッションマークの非常勤の国家公務員に一体どういう実務をさせているのか。そしてどういふ実務までならいいとお考えなのか、あるいは無制限なのか。

○説明員(内野達郎君) 現在、民間企業から来ておる部員の――われわれ部員と呼んでおりますが、人たちがやつておられます仕事は、各局の調査あるいは研究、分析に関連する基礎的な部門をやらせておるわけでございます。それがまた実際上、実務研修的な役割りをも、あるいはそういう機能も持つということで、この前の御答弁では、研修的な職員である、そういうふうな御答弁いたしたわけでございます。それから、先ほど大臣からも御答弁いたしましたように、一般行政に直接つながらる部門、たとえば許認可事務であるとか、あるいは決裁文書とか、そういうものについて一切タッチさせておられません。

○上田哲君 長官はこう御答弁なさつていらっしゃるが、部員は翻訳や資料集め等に使っているだけであつて、計画の起案等に加わらせてはいないと。またそうであつてはならない。これは長官が言われておるところですね。いまの内野さんのお話はそういうことと理解していいんですか、長官。

○国務大臣(小坂善太郎君) さようでございます。先ほども申し上げましたように、まだ二十七、八歳の者でございますから、そうした管理者的な立場には遠いわけでございます。したがって、翻訳をやるとか、あるいは研究の分析をやるとか、そういういわゆる手足がなやみ困るような仕事を頼んでおる、こういうことでございまして、

○上田哲君 つまり、それを越えるもの、政策の計画、立案段階に足を踏み入れるような仕事をさせてはぐあいが悪いということですね。

○説明員(内野達郎君) 計画についてでございますけれども、計画につきましても、たとえば、いろいろ、研究委員会報告というのがございまして、計画とはか。たとえば、国際経済あるいは資本移動に関する研究会報告と、こういうふうないろいろないわゆる研究グループをつくりまして、その中に、会社から来た人もワーキンググループの一員として、あるいはいま大臣のお話しになりました、場合によっては翻訳とか、あるいは若干分析的なことも、いろいろ、そういう研究グループの中でも手足になるようなこともやつていらっしゃるわけでございます。それに対して、計画というものは、片方のほうで研究グループが研究したものとまた別に、そういう成果を生かしてまいりますけれども、いわゆる計画というのはいま行政の職員が中心になって全体として取りまとめているわけでございます。その計画をつくる場合の意思決定には直接参画してないわけでございます。

○上田哲君 それは非常に重要なことではないですか。長官、ひとつ明確にお答えをいただきたい、よろしいですか。

調査、計画、立案の段階、ランニングの途中段階まで、商社からあるいは金融機関から出向している社員をあえて非常勤国家公務員という名前

をつけて参画せしめるということは正しいのですか、はつきりしてください。

○国務大臣(小坂善太郎君) 調査研究の、何とい

いますかね、基礎的な部分、これがないと、結局最後の分析にいかないわけですから、そのところを頼むと、こういうことですが、これは、発生的に申しますと、経済安定本部以来二十数年前からこういう制度がございまして、いろいろな方がお見えになっております。統計学の森田優三さんなんかも一時的時代がございまして、それから都留重人さんなどもそうでございまして、それから会社からもたくさん来ておる。そういうことで、何となくこういう制度があるわけがございまして。

実は、私も入って半年ぐらいしかならぬわけがございまして、聞いてみたら、いつごろからこういう、現在これは無給ですが、どうしてこういうふうになっているんだと言ふと、二十四年までは謝金というのをやっていたと言ふんですね。いまは全く無給です。しかし、たいへん仲よく、融和して効率的に動いておるといふことでございまして。

経済企画庁は、経済安定本部時代は実は五千八百人ぐらいおったんですね。今日五百五十三人。その少ない人数でとにかく非常に重要なことをやらしていただいておりますが、いまお話し申し上げたように機密みたいなことは扱っておりますが、経済の全体の分析というのは非常に重要だと思ひますが、そこでこの六十一名の諸君はなかなかよくやってくれて、その関係ではうまく機能しておると、こう言ふんです。私も、さつき味のあると申し上げたのは、はなはだどうも言い方は当を得てなかったかもしれせんけれども、その意味では、少ない予算で少ない人数でやらしていただいている中では、一つの味の、それこそうまく長所を生かしていただいている制度になると、私はそういうふうにおもひます。さように考えておる次第でございまして。

○上田哲君 二十何年前から続いているんだと申しきりにおっしゃるのは、それはそれといたしまして、二十何年前から続いているかどうかの問題は

また見方をすっかり突き詰めるとして、私が伺っているのは、すつきりお答えをいただきたいのは、そういう金融機関や電力会社等々の大企業から向こうの給料で出向している社員を国家公務員非常勤部員だと呼んで、経済企画庁の諸政策の計画立案の段階に参画させることが妥当とお考えになっているのですか。イエスかノーかで……。

○国務大臣(小坂善太郎君) そういふふうに聞いておられると、これは非常に問題が多いと私も思ふんです。思ふんだけれども、この連中はなかなかやっぱり一流会社に入るだけあって優秀である。国家公務員ももちろん優秀であります。そこで、別が別でないかは別といたしまして、とにかくこれはうまく機能してくれば、しかも国家の機密とかそういうことを外部に流すとか、あるいは会社の利益を代弁するとか、そういうことから一切遮断しておけば、これも一つの考えである、こう思っております。いかぬ、いい、ということになると、これは価値判断の問題で、委員会としてお取り上げ願ひのはきわめて適切な問題だと思ひます。

で、私は、さつき申し上げたように、政府部内としてもこれは主務省がなかったわけですが、いままで、どこがやるのだ、人事院は国家公務員じゃないからおれは知らぬ、そこで結局非常勤の国家公務員だということまでいま持ってきたわけですよ。そこでどうするかというところで、業界と総理府と人事院と三者で少し知恵をしぼってくだされと、こう申しているわけがございまして。

で、企画庁として、この六十一名がございまして、企画庁として、これはすぐお手あげです。労働強化になります。そこでこれをどういふふうないい方法があるか、これはなかなかむずかしい問題でございまして、さような意味で、ひとついい方法を考へていこうじゃないかということと内部的に話しておる次第でございまして。

○上田哲君 はつきりしてききました。まさに長官のお話のように、どうも一番初めに言っていたような考え方は話のつじつまが合わない、そこで

まあ非常勤国家公務員というところまで持ってきたのだと、こういうことですか。いままでの答弁じゃ違うのです。だからまあそれはそれで、ここまで持ってきたのだと言ふなら、それは論理的に合うのか合わないのかは問題があるけれども、とにかく答弁としてはそれが一つ。いままでのような研修実務要員だということじゃ説明がつかないものだから、そこで非常勤国家公務員だということへ持ってきたのだと。ところが、もう一つは抜きがたいウエイトを持って実務がからんでいるから簡単にどけるわけにいかないというところがあつた。そして第三に、これは企業の代弁者になるというふうなことをチェックしておけば何とかなる現状はならうじゃないか。これがいままでの答弁の三点で、そしてそれらを引くくめて、どうもぐあいが悪いから何とか知恵が働かないだろうかというので、苦しい声の下から出てきた答弁だと思ひます。こういうことでいいですね。

小坂長官というのは現閣僚の中で一番インテリジェンスのある人ですから、ここまではいわずにきたのなら、やっぱりこれはぐあいが悪い。ぐあいが悪いということをはつきりお認めになるのがいい、私はどう整理してもその三点にならざるを得ない、そういうふうにおもひますが、はつきりおっしゃって、いかがですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私も無学であります。さつき申し上げたところは確かである。しかし、あるからといってそれじゃこれを全廃してしまうのか、いところを残してはつきりしないところをけじめをつけるのかという問題のようにも思ひます。どうも私のこの問題に対しての何は、従来私はこのポストに来るまで実はそういうことがあることも知らなかった、率直に言つて勉強不足ということと

ろだと思ひますが、問題の所在は私にもわかりませんし、さらに今後研究させていただきたいというように思ひます。

○上田哲君 いまのお話はまだでんで徹底しないのでありましてね、「よく検討」じゃ私は今回は納得をいたしません。ひとつ具体的にもう少し明らかにしてまいりましょう。

その明らかにしていく中で、まず第一に明らかにしなければならぬのは、最近のある新聞に内野経済企画庁秘書課長の談話が載つておりました。「民間会社からの研修員受入れは、」——このときは「研修員」でありました、公務員とはいわなかった。「民間会社からの研修員受入れは、社会党内閣の経済安定本部時代から行われていた制度で、民間の意見を広く取入れて民主的に行政をすすめるというのがその趣旨だったと聞いています。」「いまさらとやかくいわれるのは納得できない。」云々と出ておられます。先ほどからしきりに、御答弁の中に、これは二十何年前、つまりお

まえたが政権を持っていたときにきめたことなんだから、おれたちはその下請をしていただけだというふうな、どう考えてもそういうふうにししか聞かれないような未練たらしい御答弁があつたように私は聞いております。先般の当委員会企画庁長官は「新聞記事には責任は持たない」という重大な発言をされたのを私は耳に残しておりますが、そのこと自体も問題でありまして、一体この談話というのは真意を伝えているのか、さも

なくんばいかなる真意に立つものか、まず明確にお伺いしておきます。

○説明員(内野連郎君) いまの談話でございまして、夜中にある新聞から電話がかかってまいりまして、べ平連関係の資料ではこういうふうなことを言われているが知っておるか、そういうふうなことでございまして、夜中の電話でございまして、私いふんことをしゃべったわけがございまして、それけれども、その中で、やはり沿革的、歴史的な性格のものがかなりございまして、それで、やはり当時の安定本部時代にこういう制度、

はつきりとこれは経済安定本部令で明文文化して、非常勤の部員を置くというふうな形で発足したわ

けでございす。そのときの趣旨というのは、やはりこれは経済民主化の一翼の中で、まあ役人だけではない、広く民間の知恵あるいは学界の知恵も集めながら行政をやっていく、そういうふうなことで発生してきて、それで当時はGHQもおりまして、一体どういう人を経済安定本部でそういうことをやるのかというところにつきましては、当時は人事院の承認をとりながらやってきたわけでございます。その沿革的なあとを受け継ぎまして、経済審議庁、あるいは経済企画庁になりました。そういう制度が残ってきているわけでございます。ただ、その間の沿革でございますけれども、これはやはり安定本部時代は直接的な行政にもかなり参画していたわけでございます。それで、会社から来ておられる方も、有給の部員もおられましたし無給の部員もいたわけでございます。それから、やはり経済審議庁以降になってまいりますと、先ほどお答えしている点でございますけれども、やはり直接的に許認可するとかそういうふうな利害に結びついたり、配置するのにはよくない、やはり調査研究、そういうふうなところであるという知恵を集めて一緒に仕事をしていく、あるいは国民的な視野に立っている人なものを考えていくという、そういう立場をつくっていくというふうな、ある程度性格も安定本部時代の直接行政的なものから変わりが今日に及んでいくわけでございます。私が申し上げましたのはそういう沿革に立った上のものであるということをお話したわけでございます。「とかかく言われる筋はない」というふうなことを私夜中に言ったかどうか、そのところだけが新聞に載っているわけでございますけれども、だいぶ濃縮されて載っているわけでございます。私は沿革的なものだけ申し上げた、いまのようなことをずっと長くお話ししたわけでございます。

○上田哲君 濃縮されているあなたの真意を伝えているのか伝えていないのか、伝えていないならどこがいけないのか。長々言われないうで、時間がないのですからきちんと答えてください。どこが違うのか。

○説明員(内野達郎君) でございますから、その新聞が私に聞きましたのは、一体どうお考えですかというのを電話で聞いたわけでございます。私は、これは歴史的、沿革的な上に乗ったものであると、そういうふうにお答えしたわけでありす。

○上田哲君 それじゃこれでいいんじゃないですか。

私は、社会党を代表して、経済企画庁に申し上げたい。はなはだしこれは公党侮辱であります。先ほど長官は都留重人さんの例を引かれた。都留さんは全然、今回の二十七、八歳の係長クラスの間を今日六十一人も、しかも大手の企業から選んで出向せしめて証明書を発行されているなどというのとはまるで次元が違ふ。明らかに経済安定本部時代に、短い期間とは言いがたが社会党が政権をとったときに試みようとしたものは、いみじくもいま秘書課長の答弁の中に隻言片句出たように、経済民主化、経済計画というものをシビルレベルで考えていくという精神の発露がここにあったんだ、そのことは私も今日も正しいと思っております。今日とその時代の施策が違ふのは、これは少なくとも今日のようないやうな非常勤の、十日前には研修員と呼び、つじつま合わせに、十日たつたら今度は非常勤の国家公務員であるなどというふうな逃げ回らなければならないような不明確な、白昼顔を上げられないようなメンバリーではなくて、首をひねっている人があるなら、あとから答弁を求め、そうではないですか。大臣の答弁が一週間ごとにくる変わらなけりやならない、そんなことではなくて、今日でも隠れのない経済学者である、たとえばお名前が出ました都留重人さん、これはどっかの企業から給料をもらって出向しているような、デパートの出向店員とは違ひます。その時代のわれわれの施策に基づく民間からの登用人材と、今日のこういう形の補助要員、キャラクターが十分に説明できないような者とを——あなたが言わなかったにもかかわらず記事がこうなったと言ふんら話は別だ。あえて真意を問うてみれば、濃縮されているかどうかは知らないけれども、このとおりではありませんか。「いまさらとやかくいわれるのは納得できない」ということばじりとはとらえない。

問題としているのは、これは社会党内閣の経済安定本部時代から行なわれている慣習である——違ふ。社会党内閣の経済安定本部時代からとった方向というものはこういうものではない。今日にいた方が都合のいいように曲をして今日に至っている。その上に調子よくあぐらをかいていて、この談話を発表して、今日に至るまで旬日以上を経て、もしあなたが違っていたと言ふのなら、この新聞、A新聞です。抗議を申し入れたらいいか。そうでないと言ふなら、公党であるわが党に対して何らかの発言があつてしかるべきではないか。社会党を代表して、私はいま党議に基づいてお話をしておる。この発言に対して明確な御答弁をいただきたいが、御答弁の内容によつては、われわれはそのレベルで問題を考えていきます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 内野課長の談話が問題になっておりますが、私、企画庁の責任者としてお答えをいたしますが、この中にあったようなことがそのまま言われておるとすれば、これは不穩当でございます。ただ、内野秘書課長がいま御答弁申し上げておるうちに、その制度そのものが二十五年前からあったと、こういうことを話したのが真意でございます。いまお話のような公党侮辱云々という気持ちにはこれは毛頭ございませぬ。さような誤解に対しては、誤解があるようなことを生んだことに對しては私がかわつておわびを申し上げたいと思ひます。

それからもう一つ、都留教授の例でございますが、これはもう非常に、いまのようなお話をいただくと、私のことばが足りなかつたと思ひますけれども、都留さんはたくさん民間人がいたその中のトップとして、あのとき総合調整委員会副委員長というお立場であつたと思ひますが、その下にはたくさん民間人が実は会社からも来ておつたというふうな、私も実は多少そのころに關係を持つたことがございますので、私の記憶ではそんなふうには記憶しているわけでございます。たくさんおりましたので、何となくその後についておりますと、この御説明をしたかったので、言つたわけでございますが、ことばの足りなかつた点はひとつおわびして、補正をいたします。

○上田哲君 全く納得いたしません。私どもがここで明らかにしておきたいことは、経済民主化、経済政策に民間知識を大いに、人材としても知識としても導入しようではないかという発想は今日も正しいし、私たちはそのことを推進したいと思ひます。したがって、民間のあらゆる人材をこつした中に登用するということをおやりになるのなら、そのことは二十年前のわれわれの考え方として今日も生き續けていいことであります。現にそのようになされてまいりました。それは、そのときそのときによつて名称が変わるような、非常勤国家公務員である、給料はやらないというふうな、そんな肩身の狭い存在ではなかつたのであります。今日のまるでデパートの出向店員のようなこつた形、長官自身が、問い詰められては困るけれども、ぐあいの悪いもので、このままではいかぬではないかと言ふような、そのようなものとは似て非なるものであります。つまり、端的に申し上げるならば、二十年前に発想した制度というものと、今日のこの制度とは、全く内容が質的に違ひます。この違ひを明確に御回答になるのかどうか。このことが違ひなから、二十年前の慣習を今日も受け継いでいるから、われわれはその慣習の中で、このことを意識しなかつたのだと、こういうふうにお考えになるのだとするならば、振り返つて二十年前の私どもの発想に對する公党侮辱であるというのを申し上げているのであつて、その公党侮辱という意味がおわかりにならな

いというのでは、単にわれわれに対する侮辱などという次元ではない。今日、経済政策の根幹をなす経済企画庁の責任者として、皆さん方の経済政策立案に対しての基本的な姿勢の欠落を感じざるを得ない。その点を明確にお答えになるのでなければ、これは私どもは、社会党の立場などという小さなことではありません。経済政策が何によって立たなければならぬのか、何を指向しなければならぬのかという観点において、とうてい答弁能力を得る相手とは考えない。今後の質疑についての態度を検討しなければなりません。

○国務大臣(小坂善太郎君) 社会党時代から統一してきたというふうに私実は申し上げた記憶、気持ちはないのです。それは、社会党時代はそれは確かに安定本部は統制機能を發揮していたわけでありまして、私どもは経済の直接統制をその後やっておりますから、安定本部と企画庁はその点おっしゃるようには本質的に違っております。ただ、民間の人が出向しているという形ですね、そののが、当時非常に大きな規模であったものが小さくなり、相当な人材が、何といいますが、管理職的なポストにあった者が、いま申し上げるようには非常にサブ的な、補助的な仕事についておるとか、そういうふうな変化は確かにございますが、ただ、民間の人が役所に入るといって、そういう形が発生的にそうであったというふうに申し上げたわけでございます。

○鶴岡哲夫君 関連しまして、補充的な質問になるんですけども、これはたいへん多いですね、五百五十三名の中で六十一名という……

○国務大臣(小坂善太郎君) いえ、別に。そのほか、

○鶴岡哲夫君 しかし、これは何ですか。国家公務員はどういう分類になるんですか、人事院は。

○政府委員(渡辺哲利君) 具体的、現在、経済企画庁に民間からおいでになっている方々がどういう分類に属するかと、こういう御質問でございますが、その点については、現在、行政管理局、それから人事局、私のほうと三者で、資料を徴して

吟味をしておる最中でございます。

○鶴岡哲夫君 吟味をしている最中というのはどういう意味ですか。長年続いているものを、いま吟味している最中だと、どういうふうに分類するのかというのを聞いています。

○政府委員(渡辺哲利君) 常勤の定員を使って任命されておられますが、これは一般の常勤職員になるわけでございますが、そうでなければ、いま話題に出ておられますような非常勤職員というグループと、それから当初答弁されておったような意味の研修員の形の者と、こう、大きく分けますとどうもこの三種類あるのではなからうか。非常勤の職員の中でも、先ほど給与法の二十二条のことを触れましたが、一項職員と二項職員とございますので、その辺のものがいろいろ、やはりあるのではなからうかという推測をいたしておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 妙な話だな、それは。そんなおかしなものがあつていいのかな。そういうおかしな話はないんじゃないですか。長年続いているものを、いま何か人事院と行管と相談して何かしていると言いが、そんなおかしな話ってあります。いまに始まったことじゃないでしょう。どういふふうな解釈ですか。もう聞かぬでもいいやうなものを、いまごろ相談しているやうなんだから。——そんなもの、おかしな話じゃないですか。

それと、もう一つ、経済企画庁長官は、何か基礎資料をつくったり、基礎的な調査をさしたりするということお話ですが、そこが一番大切なんじゃないですか、役所の中では、これはむしろ役所におる者はずわりありますよ。そのところが大切ですよ。あと、企画とか何とかというんじゃないですか、その基礎資料をつくるどころ、どういふ基礎資料を集めたかということが経済企画庁においては一番大切じゃないですか、それが抜けちゃうのですよ。いかにね、これは。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私のことが足りなかったためにそういうお話が出たのだと思います

けれども、私が申し上げるのは、たとえば外国の例を(「ケリをつけるまでだめだよ」と呼ぶ者あり)「ちょっと申し上げておる、そこで聞いてください。外国の例をとりまします場合に、やはり外国の文書を持ってきて翻訳をするというふうな、翻訳をやったり、それからいろいろ各方面の刊行物の中から資料を集めてそれを整理してという段階と、それを分析してこうだという結論を出す段階とあるわけですね。その前者のほうを主としてやっておりますと、こういうことです。

○鶴岡哲夫君 これはだめだ、こんなものをこのままでは……

午後三時三十分休憩

午後四時四十分開会

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

この際、小坂経済企画庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。小坂長官。

○国務大臣(小坂善太郎君) 先ほど二つの問題で……

○委員長(高田浩運君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(高田浩運君) 速記を起こして。

○国務大臣(小坂善太郎君) 先ほどの話の中で、うちの秘書課長の談話でございますが、経済安定本部時代と現在とは、その内容と性格において相違があつたことについての認識が足りなかつたために誤解を与えたことでありまして、率直におわびをいたします。

○鈴木力君 ちょっと関連。

問題は、いふんたくさんあると思いますが、私はさっきから長官とそれから秘書課長さんですが、答弁を伺つておつて、これはやっぱり上田委員が、社会党を代表してという発言ではつきりと発言をいたしましたけれども、御答弁がはつきりしないのです。確かに経済安定本部時代の社会党が政府を持つておつたころのそれから続いております、そのころにどうしてもこだわつておる。中身は違つてきたけれども、制度は残つておつたとか、ことが足りたとか余つたとかということに聞いておるけれども、その辺がはつきりしない。これはひとつ長官、いまさっきの課長さんの談話の筋も含めて、この問題についての社会党に対する、社会党の名前を使つたそのことに対する見解は、ことばじゃだめですから、あちらこちら行つたり来たりして。文書ではつきりしたものを示してください。それから党の態度をきめて、われわれものを言いたいと思うのです。それを要求します。

なお、本日テーマの中身そのものについては、ひとつこれから政府側のほの骨子となる見解も確定されたと伺つておりますから、私も時間の関係もあり、用意した内容を大幅に省いて進めていくことにいたしますので、ひとつ政府側も効率的な御答弁をいただきたいと思ひます。

そこで、先ほど来経企庁長官の御答弁は、このいわゆる部員制度というものを三つの問題に分けてお話しになつたように思ひます。今日の説明の第一は、いままでの説明、位置づけのしかたを改めて、非常勤の国家公務員であるという立場に立たれて、もう一つは、大きく政策決定に至らない範囲までの実務を担当せよとここに押えておるのだ、三つ目は、これが企業の代弁者とならないようにしておるんだと、こういうふうな御説明でありました。

私は、なおそのところについては納得をいた

思想上、実態的にまた問題はありますけれども、私が特に問題としたいのは、実務的には政策決定の判断のレベルにはないんだということをおっしゃっているけれども、その判断の基礎にある政策立案段階、もっと具体的に言えば草案作成段階の中に非常に重要な資料提出者としてこういう人々が入っているという実態があるということとは問題だろうと思うんです。たとえばS化学の向者が企業班で仕事をしている、K電力の人がサビスエコノミーの中にいる、S日鉄の人が貿易班の中にいる、U興産の人が消費者物価、生活問題の中にいる、三菱重工の人が企業班の中で防衛問題をやっている。もっと端的な例は、東北電力の人が東北開発室にいる、こういう形というのがどう考えても常識的に私は妥当ではないと思うんです。いかがですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) おっしゃるとおり妥当でないという点があります。ただ、これは先ほどから申し上げているように、そういう重要な政策決定には加わっていないという前提において現在やっているわけでございまして、そういう誤解を生ずるような点がないというふうには言えないと思います。

○上田哲君 重要な政策決定の重要な要素をなしているところに存在をしているんです、これは。もっと具体的にお話をしてもいい。どれぐらいこういう人々が中に入っているかという、たとえばここに経遊会名簿というのがある。この名簿の中に、同窓会ができていて、いまいる六十二人だけじゃなくって、このほかにはいま二十九人を数える政府関係の他の機関から来ている人たちも入っていますけれども、一年ないし長きは三年余りもいるような人々も——これは四十八年三月十六日にできたんだが、四十五年以降ですか、ずっと名簿がここにあります。この人たちの行き先を見ると、いま私はほんの一例をあげたけれども、この人たちを抜いては政策立案ができそうもないと、さっきから議論になっているんですけれども、

も、一ぺんにこの人たちの首を切ったらどうにも仕事にならぬじゃないかという泣きが入っているように、まさにこの人たちの抜いては結論が出てこようがないという作業体系の中にびっちらはまっている数があるんです。ひとつこの際資料として、まず安本以来今日までどういう人々が入り出したのかというのをききちつと出していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(橋口隆君) ただいまの資料は後刻提出いたします。

○上田哲君 それを見ていただけるとすぐわかると思います。

そこで、二番目の問題に入りますが、政策立案あるいは政策決定というところには、なるべくそのレベルには行かないのだとおっしゃるんだけれども、先ほどプログラムをどうするか資料をどうするかという具体例を秘書課長がご示しになったときには、明らかに中に踏み込んだ部分がありましたね。これに対して先般人事院の任用局等々で業務の分限というのを答弁をされて、あくまで正規の一般職員と同じ仕事をさせることはできぬという見解が出ております。そのところをひとつ調整してください。

○政府委員(渡辺哲利君) 実はこの問題につきましては、ついせんだつてまで私どもは研修員という制度であるという理解でございまして、そういう研修員という名目であるならば、職員と全く同じ仕事につくことはそれは不可能でございまして、というような見解を持っていたわけでございます。

○上田哲君 これは研修員ですか公務員ですか。

○政府委員(渡辺哲利君) 私どもは従来からずっとと研修員というふうに理解をしていたわけでございますけれども、これが公務員であるか研修員であるかということにつきましては、これは詳細に検討いたしましたけれども、私どもとしては軽々に判断はいたしかねる問題であらうかというふうに考えている次第でございます。

○上田哲君 答弁には全然ならないけれども、追及するのはいかにも無理じいをするようですから、わかつた答えでしよから、いいですよ。それぐらい解釈にこじつけがあるし、どうしてものこれはもう抜き去りがたく中に入ってしまったということになるんです。

少し具体的に例をあげていかなければならぬと思うんですが、たくさんあるのですが、たとえば、企業から来ているいわゆる部員が研究論文を出します。そしてその研究論文が外部にも発表されます。そういうものは一体公的なものですか、公的でないものですか。

○説明員(内野達郎君) 研究論文は個人的なものでございます。

○上田哲君 毎朝経企庁に来て、経企庁に机をもち、経企庁の会議にも出て、なかなか経企庁にあるデータ、プログラムを使つて、その上で書いた論文というものは個人的なものでしょうか。

○説明員(内野達郎君) たとえば私どもの経済研究所で年に何冊か研究シリーズというのをまとめておりまして、経済研究所の資料として出たものは、これはもう役所の仕事としての論文でございます。大体個人論文というものは、個人の名前でしかの雑誌に出たものでございまして、しかしそれは単独で出る前に、研究者の人たちには、研究シリーズとかそういうことでまとめるということ、それで、その成果をいろいろ学会とかそういうふうなことでより広く問うような場合に、個人論文として出すというところでございまして。

○上田哲君 その出向部員が経企庁の中にいて、わかりやすく言えば、たとえば研究所にいて、そこでなければ目に触れないデータを使つて書いた、逆に言えば、そこにいなければできなかった論文についても、これは全く私的なものでしょうか。

○説明員(内野達郎君) これは、たとえば研究所の運営ということでございますけれども、必ずその研究成果は経済研究所の研究シリーズあるいは経済研究所の成果として一度まとめる、その上

で、個人的な研究活動の一環として必要があるものは発表してもいい。研究的なもので、まあたとえば学会とかあるいは国際的なもので、やはりそういうふうなことを普及していくこと自身が全体のためになるというものについてそれは自由であるというたてまえをとっておるわけでございます。でございますから、いまお尋ねの、たとえばコンピュータを使つてやつたものがそのままダイレクトに個人論文として出るということでございませんで、一たん研究所の研究シリーズとかそういう成果になってまとまって、それがまたどういうふうな形で一般に普及していくかという過程で、個人論文というものが出る、そういうことでございまして。

○上田哲君 個人論文のことをもつとやつてみいのですが、時間の問題と、それから個人名が出てきてしましますから、飛ばします。ただ、飛ばそうと思つたのを、あなたがいまコンピュータという口に出されたから、そこへ一氣にい

きます。そういうことになりましたと、たとえば具体的に言います。七一年の八月です。これは日氏であります。S会社の日氏であります。具体的名前を出せば出しますが、七一年八月に、円の切り上げの率で、産業界はたいへん迷惑をめぐらせておりました。このときに、出向している本社から連絡を受けて、そこで、シミュレーション分析を行なうことになりました。そこで、経済企画庁が中期経済計画策定に使われて以降のデータであります。この中期マクロモデルを使つていたようですね。この中期マクロモデルを使つて直ちに切り上げ率をはじき出した。これを直ちに本社に報告をした。もつと実は論文のことを言いたいのですが、論文のことを省いてそつちへ飛んだんですが、こういう例が具体的にあります。具体的に会社名や名前、個人名をあげてもかまいませんし、こういう例は幾らでもありますけれども、こういうことは、そのS会社が、ほかの機関ではできませんよ。こういう形で平気で入つてい

この身分証明書があるからかどうか知りませんが、重要な国民の財産といふべきではありませんか。マル秘であるといつたらいろんな議論の分類が出てくるかもしれないけれども、これは経済企画庁が特定の何びとかに優先して使用してしかるべきものではないでしょうか。そういうものが使われているというところは私は問題だと思ふのだから、またまとめて聞くと答弁らしい答弁にならないから、具体的に伺ひたい。この中期マクロモデルというのは、だれでもこういうふうにかつてに使つていいものでしょうか。

○政府委員(宮崎仁君) 中期マクロモデルは中期経済計画の際に開発したものでございまして、今回の経済社会基本計画にあたりまして改定をいたしました非常に大きなモデルでございます。それを使用いたしまして今度の計画におけるシミュレーション等やつておりますが、これをどういうケースについてやつていくかということとは、計量班というのがございまして、この計量班の計画官のところまで企画をいたしまして、そうしてやつていく、その重要な結果についてはもちろん局長——私でございまして、のところに報告がある。また別途これは計量委員会というのが経済審議会の中に持つておまして、そちらは学者の方でございますが、そちらにおいて御検討願ひ、こういう形でやつておまして、一人であつて動かすというような性質のものではございません。

○上田哲君 これを使つておられるわけですよ。これを使つて、その数字を急いで自分の本社のほうに連絡をする、こういうことは本来の国民財産の剽窃ではございませんか。何をマル秘というか、何を秘密というか知りませんが、経済企画庁はこういう先取りデータを特定な者に与えるために存在しているというにはならぬはずであります。こういうものはプロパーしかさわるらないものにしておかなければならぬと私は思う。管理の問題として、私は専門家に聞きたくはないので、官房長に伺つておこう。そういうものじゃありませんか。

○政府委員(高橋英明君) そのとおりだと思いま

す。
○上田哲君 幾らでも例があります。たとえばS
金融機関のS氏、この中に出てくる人ですが、何
回出たといつて回数言つてもいいですけども、
これは研修員として来ているつもりもあるんで
しょうから、開発途上国の経済セミナーという
ものに何べんも出席をしています。出席するのは
研修の範囲に入るかもしれない。ところが、やつぱ
りエコノミクアニマルの代表でありますから活
躍が違ふ。この出席している何回かの機会に、親
元企業が、研修員の母国の経済進出のためのコネ
というものをすつかりつくり上げて、たいへん有
利な状態になっています。

あるいは、たくさんあるが、四十七年度の国民
生活白書、この国民生活白書自身のプリンシプル
をいまここで議論するのではありませんけれど
も、この内容についてさえ、先ほど申し上げた研
究論文というふうなものを作成したいろいろな人々
の考え方というものが、いろいろな曲折をしてこの
中に投影していると私たちは見なければならぬ
根拠を有します。経済白書と国民生活白書のニ
ュアンスが、たとえば高度成長の波及効果という
ような問題についてのニュアンスがどうも違つて
いる。そこあたりにはなるほど最終的な判断につ
いてはもう少し上のレベルのレベルがあつたで
しょうけれども、そうしたデータの投入という限
りにおいては、かなりいろんな討論、中級段階ま
での討論というものが結論に向かって効果を全く
持たない、影響を持たないといふことはないであ
りましょうから、そういうことを考えなければなら
ない事例がたくさんあります。

実は数が非常に限定されているものだから、い
まここでこれ以上具体的な名前をあげないでもの
を言うというのは非常にむずかしいんです。むず
かしいのですが、明らかにそういうことをたくさん
列挙することができません。抽象的に申し上げる
けれども、きわめて抽象的に申し上げるけれど
も、接待マージャン、原稿、講演依頼、汽車の切

符の手配、出張の場合の旅館あつせん、こういう
ことがこの六十二名によつてたいへん効率的に精
力的に行なわれています。いいかげんなことを
言つていふというのだったら、たとえば五月十七
日、五月二十日、二十七日、どういうマージャン
会が開かれたかといふことを申し上げてもいい。
マージャンをやつちやいけないといふことを私は
言うのじゃないけれども、明らかにこういう連中
が設定をする。明らかに、たとえばそのあとわれ
われの役目は、やがて次官クラスまで至る人的コ
ネを確立するために派遣されているんだなとい
うことがうそぶかれるような、そういうパー
ティーが開かれるといふことが、李下に冠を正さ
ずといふことと言ふならば、問題にされなければ
綱紀の肅正がどこにあるかといふことになるはず
であります。

抽象的に言わなければならぬ事情はたくさん
あるのだけれども、国民に先んじて開発予定地を
知つたり、公害の地域別な規制値をあらかじめ知
る、あるいは物価上昇についての企業への告発
や糾弾の度合いといふものは、鋭敏にその都度の
中に毎日生活していればわかるであらうでしょう。
道路投資のこれから五十年計画の増加額を一般の
民間人よりも何分でも何日でも早く知つたら、明
らかにこれは経済効果を持つはずであります。そ
のためにこそエキスパートを、民間会社同土なら
産業スパイを使うところでありましょう。国の経
済政策の決定が行なわれようといふそのセンタ
ーに、身分証明書までもらつてこうした若いエリ
ーがほら入り込まれていふといふことになれば、こ
れは明らかに特殊な部分に対して特殊な利益情報
を与えていふといふことにならざるを得ない、私
はこういう状況といふのを今日まで放置したこと
は、慣習であるとか人手不足であるとかといふこ
とでは説明し得ないことだと思ひます。あえて抽
象的な表現に終始しましたけれども、このような
抽象的な表現の裏にある流れについてどのよう
にお考へになつていふか、まず伺つておきたいと思
ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) いまお述べになりま
した点については私も実はあまりよく存じませ
んけれども、そういうことを言われると、言われる
ようなことを持つていふといふことそのことは大
いに反省せねばならぬといふふうに思ひます。

○上田哲君 言われるような実態が実はあるわけ
です。政府としての十分な見解統一がなされてい
るとの前提の話でありますから、私はこれ以上こ
まかい具体的な例についてあげることをあえて控
えたいと思ひますが、こうした問題の一つ裏
に、経企庁が調整官としてより高度の政策立案の
ために努力をする、そのことはそれで安本の精神
以来あつていいセクションだと思ひますが、その
ためにどうしても人手が要る、この人手の問題
を、許されることではないが便宜的にこういう慣
習の中に持つてきたといふことがあるとすれば、
一筋だけ擲してしかるべき理由とも思ふ。結論は
後に何うけれども、その問題をどう解決しなけれ
ばならぬのかといふことについて、長官どのよ
うにお考へですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 一つには、今日の公
務員制度の任用のあり方というものもあるのでは
ないかと思ひます。こういう経済企画庁のような
役所、これは非常に経済的なエコノミスト的な見
地でものを考える非常に大事なところではござい
まして、どうもそういう点から言ひますと、今日の
試験制度、必ずしもそういうものに向く者が必ず
パスするといふものでもないようだし、ただ、私
は非常に希望を持っておりますことは、ことし採
用されました若い諸君が初めて会つたのですが、
非常にみんな有能な諸君が入つてきておりまし
て、将来の企画庁のために非常にたふさふとい
う感じがいたしました。ただ、現実にもう少し人
をたくさん採れますとよろしいのでございませ
んが、いかに人手が足りない。そこで、いまおつ
ちやつていただきましたように、一筋の掬すべき
点といふふうな表現でおつちやつていただきました
が、現実には仕事が多過ぎ、いまお六十一名
によつてかなりの部分ささえられていふといふ点

が否定できないという点、私は上田委員の御所論
に非常に同感しつつも、非常に私として現実の処
理に悩むものであります。

○上田哲君 まあ人手不足といふこともあるで
しょうけれども、そうしたところに安易に乗る姿
勢が、たとえば庁内にあるESPに、実はここに
来ているたくさんの方の会社から一口二十万円の広告
料なんといふものが割り当てのように行く。
実質上の庁内誌ですからね。そういうものがこん
な形で運営されているといふ便宜主義、この便宜
主義といふようなものがやつぱりある段階でな
をふるうといふことがない限り、経企庁の体質と
いうのはやつぱり改められないんじゃないか。
○國務大臣(小坂善太郎君) よく検討いたしまし
て、いろいろな疑惑を招かないように処置したい
と思ひます。

○上田哲君 ちょっと引つかりますが、このE
SPについては御存じないですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私自身寄稿したこと
もございまして、よく知つております。ただ、ど
ういう組織でどういふふうになつていふか、はな
はだうかつでございしますが、よく存じません。

○上田哲君 どうですか、だれか答えられませ
んか。

○説明員(内野達郎君) 経済企画協会というの
がございまして、経済企画協会の職員が、いまお
つちやつたような広告をとつたり、あるいは全体の
編集をしたりといふようなことをやつておりま
す。

○上田哲君 いや、そつちの話じゃないんだな。
もろもろあげたい要素はたくさんあります。た
とえば、ただいまのESPなどは実は実質的な庁
内誌であつて、その編集長はプロパーの課長補佐
です。このプロパーの課長補佐を編集長にして定
期的に発行されているものに、全くことばは悪い
けれども企業憲章とか思へないような編集と、
何といふんですか、経理方式といふのか、財政方
式といふのか、運営方式といふようなものがとら
れていふ。経企庁に出向している部員たちは、

親元から広告料をツバメのように口につばさで持つてこなければ大きな額がでないというような、ある種の競争意識の中でこのようなものが交付されている。しかもこれは一般的に経企庁の刊行物というふうな受け取られながら、市販もされておると、こういう実態がもう根深く、いわゆる部員なるものが経企庁の業務運営の中から切り離すことができないものとしてからみ合っているというのを立証しているわけです。

こういういろいろな問題があります。私はこれまで何回かにわたって追及をされたこの問題が、政府側もそのつど十分な御答弁ではありませんでしたけれども、研修員ではもう説明のつかない、不可分な業務要員としての存在を、ここに、多少の先ほど来認識の欠落からの不意な御説明もありましたけれども、とにかく公務員という形では認めなければならぬような立場にある、しかもウエートの大きいもの、数からいって。そうして、行政当局が本来業務としなければならぬ部分を、これも分かちがたくこうした業者の出向社員たちにゆだねざるを得ないというところへきていくという問題が、行政当局としての国民に対する責任を薄めているという問題。いかに強弁するとしても、民間の給料をもつてその一割に達する出向社員をかかえることによってでなければ、政府の白書が出ていかないというふうなこういう業務形態というものをに対して、行政の責任が果たされているというところは、どんなに苦しかろうとも、言っただけならいはずであります。

また、しかもそこに出向している部員、いわゆる部員たちは、何と言っても日本の代表的なエノミツクアニマルの若きエリートたちであって、この連中が具体的に周囲のひんしゅくを買うほどに、いわば経企庁の中の出店となっている、出張店となっているという営業活動を繰り返しているというところは、やはり業者マンたちが、すでに横の組織を持って一定の活動を開始するというようなところに着いているということ。しかも、あつて

なきがごときかまえての中で、勤務時間も明確でなければ、規制することもあつていい。こういう形は、わが国の行政組織の、しかも先進的な知識集団というべき企画庁の中に、実に前近代的な形態が温存をされているということにほかなりません。

私は、本日、冒頭からいろいろ質疑を繰り返してまいりましたけれども、この際、先ほどの休憩を含めて、経企庁長官が國務大臣としてこの行政の二十年に及ぶ悪しき慣習を英断をもって整理されて、国民に十分な責任を問ひ得る、また疑惑を持たせ得ない制度のクリアアップということをひとつしていただきたいと思う。民間からのすぐれた知識を導入するというような言い方は、この際通用しないのであります。もしそういう詭弁が弄せられるのなら、特殊な、たとえば三井、三菱が十四名を含めて一位、二位を占めております。こういう形勢、こういうところからいって選ばれる六十二名というところは、たとえば市民団体から選ばれるのか、組合から選ばれるのかという可能性は持たないものでありますから、そういう態度もすっかり断ち切った上で、この際、政府としては、このような悪しき慣習、制度というものを一挙に払拭されるという方向に御決断をいただきたい。私も、先ほどの休憩時間の中で、与野党ともに、ひとつ本委員会の権威にかけて、そのことはわが国の経済政策立案のために不可欠な人員であるならば、大いに本委員会所管の事項として相ともに努力をして、十分な機能を発揮せしめるような努力をせよというわけでありたい。

ひとつ、経企庁長官は、政府の立場からこの問題についての英断を示されることを期待いたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) だんだんのお話で、ごもつともな点が非常にあります。ただ、私として非常に気になりますことは、現状を一点に変えまして國務に渋滞を来たすという点でございまして、そのことが、いい悪いにかかわらず

ず、その渋滞があつてはならぬと思つたので、その点にいろいろ悩みを持つてございまして。今後の取り扱いにつきましては、当委員会の御要請に従ひ、人事院、総理府人事局、行政管理庁等、関係省庁と協議の上、廃止の方向で検討してまいりたいと思つたのであります。

○上田哲君 経企庁長官として、政治責任をかけてこれを廃止の方向で踏み切られたのでありますから、可及的すみやかにこの結論に至られることを希望をいたしまして、なお、総理府、人事院、行管の各責任者から、この問題に対する前向きな意見と、またこれに対するバックアップの姿勢も明らかにしていただきたいと思つたのであります。

○政府委員(皆川通夫君) 先ほど来お話を伺つておりました、ただいま企画庁の長官からお話でございしました趣旨に基づいて私たちも努力してまいりたいと思つております。

○政府委員(平井通郎君) 経済企画庁の御要求を受けまして検討したいと思つたのであります。

○上田哲君 だめだよ、そんなのは。大臣があなたまで踏み切つたんだよ、あなた。「行管やり直し、いまの答弁やり直し、要求受けなければ検討しないなんて」と呼ぶ者あり。みんなで応援しなきゃだめなんだよ。

○政府委員(茨木広君) 御要望のございましたような方向に沿つて、所管をいたしております国家公務員法のそれぞれの規定に合致いたしますような方向で検討をするということで協力を申し上げたいと思つております。

○政府委員(平井通郎君) 関係各省庁と協力して検討したいと思つたのであります。

○上田哲君 そこへ向かつてものを言つてもしょうがないと思つた。とにかく、それを含めて、私も縮めくつて言つておきますが、いろいろ私ももきびしく責め上げたところはありませんけれども、しかし、経企庁長官の英断を私は大いに多とすべきだと思つた。むしろむしろすべきだと思つた。閣議にかけて云々というふうなお話も漏れ聞いたのでありますけれども、國務大臣

としていろいろな立場から、この問題は、行政部内では定員の問題等、壁にぶつかれるものであります。これはひとつつひひ、可及的すみやかにというところを、私どもは即刻というふうな思いはすけれども、御努力をいただくし、大臣のこの決意を受けて、関係各省庁は、これはひとつ旗を振つて、この結果がきれいに出る——国民の前にこれは明らかにするんだ、そのことは大いに称賛されるべきことなんだから、しり込みしないで大いにがんばつていただきたいということ、また、こうした問題について、ひとつ経企庁の中でもいろいろすっきりしない雰囲気というものが生まれていくように思つた。そういう問題をできれば有能なブローに振りかえていくための努力を内部局としても努力をするように大いに要望をいたしまして、質問を終わります。

○宮崎正義君 だいぶ時間が過ぎておりますので、私は、前回資料をいただきました問題について質問をいたします。

商品投機のために——大手商社の事業内容の中で、国民の消費者価格を最低限にとどめるための事業内容をどうするか、どうすれば——常に輸入品種別の実情がある程度公表されていけば国民はいろいろな疑惑を持つことがないだろうと思つたのであります。

そこで、資料を提出していただきました。十大商社の部門別の売り上げ高というのが提出されました。各商社ごとに内訳までいねいに出していただきましたことを非常に感謝いたしますが、この資料を見ておりました、どうも、いま申し上げましたように、消費者価格にどうも疑惑を与えないためには、商品投機をしていんだと言われないようにするには、もっと、輸入品目ではしばしば問題になっている羊毛とか、あるいは綿花とか、あるいは生糸とか米、大豆、飼料、魚、肉、木材、これらの第二次製品の各社ごとの売り上げ高、輸入量をこれは示していかなければならぬんじゃないか、また、これがある程度示していくようにしなければいけないんじゃないか

と思うんですがね、これはどうなんですか。

○説明員(牧野隆守君) 前回、売り惜しみまたは買い占めのうわさがございまして、そういう観点から大手六社の調査を通産省といたしまして行なったわけでございまして、ただいま御指摘ございましたように、確かに、どれだけの量がいつ入ってきたのか、これがどのように売られているかというところは十分チェックする必要があると思います。したがって、その調査を終了いたしました以降、特定物資につきましては、需給懇談会を——取り扱い業界、これはユーザーを含めまして、いわゆる需給懇談会を設立いたしましたので、その中で私どものほうから、具体的にどの程度の、たとえば綿花につきまして、あるいは羊毛につきましても、どれだけの輸入が行なわれているか、こういう数字を常に示しまして、いやくも仮需が発生するといふようなことのないように、現在、物の動きにつきまして具体的に明らかにいたしていただく次第でございます。

ただいま御指摘の、どの商社が具体的にいつ、どれくらい輸入したか、これは御承知のことと存じますが、通関統計で輸出、輸入、すでにこまかく詳細に政府側といたしましてはわかっております。しかし、具体的に、たとえば三井物産がどれだけ輸入したかというところは発表する必要があるかどうか、まだ、私もいたしましては、そのトータル量を関係者に十分わかっていただければ、いわゆる需要供給の実態が明らかになるのではなからうかと、こういう観点で、現在の方々にお知らせいたしているわけでございまして、まだ個別企業が、いつ、どれだけ入れたかというところまでは踏み切っておりません。

○宮崎正義君 事件が起き、問題が起きたときに初めて国民にもわかり、そして、そんなに商社が買い占めをやっていたのかというふうな実態も、そういう事件があつて示されてくるんです。じゃ、もつとほかに、示されていないものに対して

は、事件が起きてない問題については、どれだけのものが、どれだけ買い占めをやられておつたり、また投機されているのか、その疑惑をなくするために、やはりもう少し分析をしていかなければならないんじゃないかと思ひます。商社側に言わせれば、国際相場の上昇が物価上昇の原因として、商社資本ではそういうことを言つてみたり、また、安い時期にやはり買い付けたものを利益に合致するなどと言つて主張しているようなことも言つておられる面もありますけれども、実際問題は、国際相場の上昇より国内相場の上昇のほうが時期的には先行しているという事実、また、国際相場の上昇幅より国内相場の上昇幅のほうが大きいということも、これまた、この事実が物語っているわけですね。また、こういうことも言われると思いますが、アメリカの業者は、木材の値上がりは日本の商社の買い占めによるんだというふうなことをアメリカでは言つていふというんですが、こういうところはどうかですか。

○説明員(牧野隆守君) 先ほど申しましたように、前回、第一回の商社の実態を調査いたしました。私も非常に判断に苦しみましたが、明らかに買い占めあるいは売り惜しみの実態があるかどうかという点でございます。各社それぞれヒヤリングいたしましたので、たとえば在庫等の数字につきましてもヒヤリングいたしましたわけでございまして、その現実に持つていける在庫がすでに売買契約に基づいて売られたものであるかどうか、この点に実ははつきりしなかつたわけでございまして、現在に商社が保有している在庫量は、まあこれが正しい数字であるかどうかは別といたしまして、一応通産省には報告されたわけでございまして、まあこれがはたして全然売らずに持つていけるものであるかどうか。そこで私もはたと買い占め予約残あるいは売り渡し残というものの数字をヒヤリングをしたわけでございまして、したがってどの程度買い占め予約をどの程度売り渡し予約をしているか、この点から、実は買い占め予約の数量あるいは売り予約の数量が前期または前々期と比較いたしま

して非常に数量が多くなつていふものでございいますから、そういう点から投機的な疑いが非常に強いと、こういう判断を私は私どももしたわけでございします。しかし現実には私どもも買い占め、売り惜しみをしたかどうかというところは、実は私どもも証拠はとることはできなかった。これは商社段階だけの調査でございまして、たとえば売り渡し残につきましても、羊毛についてだけ申し上げますと、残に上つたか、たとえば住宅需要が非常にふえたとか、あるいは需要見通しを誤つたとか等々の理由を聞いておりますが、私から責任を持つて具体的に回答できませんのが実情でございます。

この調査は、御承知のとおり、あくまで企業機密は守るという前提で協力をお願いいたしましたので調査したのが実態でございまして、そういう観点から、現在当院で御審議いただいております買い占め防止法案の成立を私どもは強く期待しているわけでございます。これに基づきまして商品の指定がなされますと、私も遠慮なく、ただ在庫があるか、あるいはどれだけ売り予約をしていふか、そしてその売り予約の相手方はどうであるかと、はつきり商品の流れというものをとらえることができるのではなからうかと、で、木材につきましてもいまお話がございましたが、現実には木材につきましても、総量、前年度の輸入量等と比べますと非常に多く買い占めていふ、一方的にアメリカで日本が買い占めていふというふうな、量的な面からそのような判断はできなかったというのが実情でございます。

○宮崎正義君 実は私の調べたところによりまして、一つの例をあげて言いますと、杉の柱材、これが三メートルものですね、昨年の十一月、三千四百四十五円。これが七月に比べますと二倍半の高騰になつていふわけです。しかも米ツガなんかの問題でこれを見てもみますと、この期間アメリカでは二〇〇程度しか値上がりしてないわけですね。ところが国内では二倍以上上がつていふわけですね。そうしますと、この杉と米ツガとは一緒くたにできませんけれども、米ツガのだけを取り上

げてみましても、国内では二〇〇%以上に売つていふわけですね。この点はどんなふうに見ておられるのですか。

○説明員(牧野隆守君) 通産省といたしましては、貿易の所管官庁といたしまして、輸入段階まで私どもはチェックをいたしておるわけでございします。国内販売につきましては農林省の林野庁所管でございまして、具体的に、国内でなぜそのように上つたか、たとえば住宅需要が非常にふえたとか、あるいは需要見通しを誤つたとか等々の理由を聞いておりますが、私から責任を持つて具体的に回答できませんのが実情でございます。

○宮崎正義君 木材は林野庁だということでは私もわかつております。ですから農林省を呼んでいただけてますが、帰つてもらつたんですよ。その実情というものは御存じないんじゃないかと思うのです。ですから私はあえてこの点を申し上げていふわけですがね、で、あなたからいまお話がありまして羊毛なんかについては、イギリス、フランスの新聞等に、国際的に値上がりしたの、日本商社が買い占めたからこうなつていふのだというふうにも報道されているんですが、こういうのはどうなんですか。先ほどアメリカの木材の件について、アメリカでは日本商社が買い占めたから上がつておる、アメリカ自体の木材が値上がりしていふというふうにも言つておる。その答えはなかつたわけですが、でも、量的な話だけあつただけですけれども。

○説明員(牧野隆守君) 木材のアメリカにおける価格につきましては、一九七二年四月、千立方メートルで九十四ドル、それから七月に百ドルになりました。九月に百十三ドル、急激に上がつたのは昨年の十二月、百四十五ドルに上がつております。さらに今年の三月、これはピークでございまして、百六十四ドル、こういうふうになつております。確かに御指摘のとおり、日本側がアメリカ市場におきまして従前以上に買いオペを出しておる、こういう実情から、現地に置きましてこのような値上がりを招致したということでは私

ども承知いたしております。それから羊毛につきましても、オーストラリアの実情は常に出先機関から聴取いたしております。オーストラリアにおけるいわゆる政府関係機関も、日本商社の買い占めによって急激な羊毛の値上がりを経験しているとはっきり声明文を出していることも承知いたしております。

○宮崎正義君 お認めになつておられるので、したがって私が先ほど申し上げました二次製品についても、どの商社がどのような形で現物を握っているかということ、そういうようなことが当然わかつてきているのじゃないかということになるわけです。そうしますと、その需給関係の問題で、前回も申し上げましたように、その原料が工場に行く、問屋に行くという系統を全部私はお話し申し上げましたけれども、それが結局二倍半に値上がりしているとか、三倍近くもなつてきているとかというような実情を、今度は全部それはだれがしゃるかという、消費者がしゃつていくという形になるわけです。結論的には、したがつてそういう商社の実態というものの品目的にわたつて二次製品の品物のわかれば国民も安心できるのじゃないでしょうか。疑惑は持たないんじゃないかと、こういうふうに思うから、先ほどから申し上げておるわけなんです。

○説明員(牧野隆守君) 御指摘のとおり最終価格に、たとえば買い占め等が行なわれることによつて非常に価格騰貴を招来するということはこれは絶対に排除しなければならぬわけでございます。現に通産省といたしまして、問題ある商品につきまして需給懇談会を開きまして、その刻々にあつていふ物の需給関係を常に把握して、おけるいふ情でございまして、

○宮崎正義君 まだほかにもこまかい問題はありますけれども、時間がございますから、きょうはだいたいおさくりましたので、うちの本委員会のルールからいくと時間外になつてしまつたわけですが、これはやはりどこに責任があるかといえは経企庁のほうの側にあるんだと思うのです。も

う一問ぐらいひとつやつておしまひにしたいと思ひます。だいたいあるんですよ。

先日御売り物価の問題を取り上げましたけれども、きょうの新聞等の発表によりますと、日銀が、前年同期の六月上旬としての上昇率が一三・二％になつてゐる。昨日、私が質問をいたしましたときには、一三・三％であつた。これが大幅に上昇したのは、品物が何があつておられるのかといふと、銅地金が海外高による国内建て値の引き上げだと、伸銅品の地金高と需給逼迫を反映した非鉄金属が三・二％の上昇をしておられるというので、すけれども、これは私は六月の五日に本委員会を通産大臣に質問したことがありまして、銅と伸銅品等の需給逼迫問題を取り上げました。このときにも私は具体的に足りないんだということを言つておきましたのですが、またきょうの報道されている面からいいますと、銅の不正輸入という、これは関税問題で何か価格をござかし、脱税したみたいな記事が報道されておりますけれども、こういうことがばつばつばつ事実としてあらわれてくるようだと、よけいとも、私は、先ほど申し上げたように商社ごとの二次製品といふものがはつきりしたわけにないんじゃないかと思ひます。

この点を一言つけ加えて、通産省の、法律が定められなければ、今度は法律ができればその新法律によつて嚴重にやるとかいふんじやなくて、事件が起きてから追つかけていくようじゃしようがないと思ひます。したがつて、その点もう少し積極的なメスを入れるべきだと思ひます。これは私の要望です。そのことについて一言言つていただきます。

○説明員(牧野隆守君) 商社調査の結果の発表と同時に、大手商社の首脳部を通産省に招致いたしまして、いわゆる行動基準の作成を通産省といたしまして強く要望をいたしたわけでございます。最近、貿易界におきまして、商社の行動基準がまだ非常に抽象的でございます。種々非難を各方面から受けておるわけでございますが、これに基づき

まして、各商社が個別企業ごとにさらにその行動基準の具体的な運用の方法について現在検討中でございます。

なお、通産省といたしましては、商社懇談会といふものを設立することにしたしまして、刻々の問題につきまして、商社と通産省との間で、私どものほうから強く要望することにつきましては具体的に実施するように強く要望するということ、具体的に商社の行動内容につきまして私どもは、この問題点を指摘し、具体的に行政指導をする、こういう形に現在なつております。すでに第一回の商社懇談会をせんだつて行ないまして、具体的にさらにその詰めといたしまして、今月末第二回の懇談会を開く、こういうことになつております。御指摘のとおり、私どももいたしましては、単に法律ができるということに限らず、通産行政の使命というものは当然おのづからきまつておるわけでございますので、その線に沿うよう、関係業界の行政指導に最大の努力をするということとは、大臣から常に私どもも指示されております。その線に沿ひまして、事務局も一生懸命やるといふ体制になつておることを御報告させていただきます。

○宮崎正義君 大臣、最後にお伺ひいたしますが、消費者の被害問題というのがございますが、これは、誇大広告なんかの土地なんかは、駅より十分といつて、車だか歩くだか、歩くほうと、車のほうだけは小さく書いてわからないようにして、誇大広告をして消費者を困らせるとか、あるいは商品では、いろんな欠陥商品といふんです、そういうようなものもございまして、それから、取り上げればござい、数ございまして、いろんな、消費者が泣いてゐる問題があるわけなんです。そういう被害を受けてゐる、不当表示の問題等もあつて、いろんな消費者自身が被害を受けてゐる点で、たしか経企庁では、こういう方法をもつてやつたらいいんだという考え方がさきにあつたと思ひますが、アメリカでやつてゐるクラスアクションですか、そういう方法等、何かそんなや

うなお話があつて、そういう方向で日本もやつたらどうか。

これは、民事のほうの関係もややこしくなつてまいりますとは思ひますが、現在、だんだんと訴訟も集団訴訟のような形があらわれてきております。こうなつてきますと、これは、経企庁ばかりではないと思ひます。たとえば順法闘争をやつて、何百万という国民が被害を受け、駅で、ホームで、こんでけがをしたとか、あるいはそれでだけの損害をしたとかといふような問題で、集団で訴訟を起こしてくるような事件、あるいはスモン病とか、そういうような患者の人たちが集団で訴訟を起こすとか、あるいは欠陥商品で集団で訴訟を起こしてくるような問題が出てくるんじゃないかといふことをおそれるわけですが、こういうことに対してどんなふうにお考えになつておられるのか、お伺ひをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 消費者保護基本法をつくつていただいておりますので、この精神にのつとりまして、毎年、消費者保護法で審議決定した基本方針に沿つて、施策を講じているわけでございます。

まあ三つぐらい重点を置いておりますが、一つは商品サービスの安全性の確保、第二番目はサービス分野における消費者の保護、第三番目に消費者保護体制の整備、こういう点を重点といたしまして、約百八十項目にのぼる具体策を検討いたしておるわけでございます。で、これは、実施しますのは各官庁でございますので、それぞれと連絡をとつておるわけでございます。また、ただいま御指摘になりましたクラスアクションの問題、これは国民生活審議会の消費者保護部に検討をお願いしておる段階でございます。やはり消費者が集団で保護を求め、それは必ず、訴え出た者がだけが非常に苦勞して保護されるというのじゃなく、特に、黙つておつても保護されるべきものは当然にそこで救済されるという制度は非常にこれから必要なんではないかと私も思つておるわけ

でございます。いずれにいたしましても、この検討を開始したという段階でございます。

○宮崎正義君 これは早急にやっつけていかなければならない問題だと思ふのですが、大体めどとしてはどれくらいをめぐりてお考えになつてゐるか伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) めどといたしましては、一年半ないし二年くらいのうちに実現いたしたい、こう考えております。

○委員長(高田浩運君) ほかに御発言もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決を行ないます。
経済企画庁設置法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高田浩運君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高田浩運君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時一分散会

六月十九日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月十九日)

一、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

昭和四十八年七月十日印刷

昭和四十八年七月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局